

那覇市公報

第 1 7 7 5 号

毎月2回 1, 15日発行

発 行 所

那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市総務部総務課

目 次

◇条 例◇

○那覇市議会基本条例の一部を改正する条例（議会事務局議事管理課）………… 1400

◇告 示◇

○令和元年度決算に基づく健全化判断比率の公表について（財政課）………… 1402

○令和2年度那覇市一般会計補正予算(第7号)（財政課）………… 1403

○令和2年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)(国民健康保険課)
………… 1407

○令和2年度那覇市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）(国民健康保険課)
………… 1409

○令和2年度市政功労者の表彰について（秘書広報課）………… 1410

○令和元年度那覇市一般会計歳入歳出決算書及び監査委員意見概要（財政課）
………… 1412

○令和元年度那覇市病院事業債管理特別会計歳入歳出決算書（財政課）………… 1423

○令和元年度那覇市介護保険事業特別会計歳入歳出決算書（ちゃーがんじゅう課）
………… 1426

○令和元年度那覇市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書（国民健康保険課・
特定健診課）………… 1431

○令和元年度那覇市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書（国民健康保険課）
………… 1436

○令和元年度那覇市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算書（子育て
応援課）………… 1439

○令和元年度那覇市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算書（まちなみ整備課）
………… 1442

○令和元年度那覇市市街地再開発事業特別会計歳入歳出決算書（まちなみ整備課）	1446
--	------

◇公 告◇

○福祉施設等との随意契約の公表について（公園管理課）	1450
○所有者不明土地（墓地）の所有権申請について（管財課）	1451
○一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る認定に関する事項の縦覧について（建築指導課）	1453
○都市公園の供用開始区域の変更について（公園管理課）	1454
○個人情報業務届出書の公表について（法制契約課）	1456
○保有個人情報目的外利用・提供届出書の公表について（法制契約課）	1458
○令和3・4年度那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託競争入札参加資格審査申請について（管財課）	1463
○令和3年度那覇市物品購入等入札参加資格審査申請（追加申請）について（法制契約課）	1464
○市有地貸付に係る制限付一般競争入札について（市営住宅課）	1466

◇消防局訓令◇

○那覇市消防警防規程の全部を改正する訓令	1468
----------------------------	------

◇消防局告示◇

○消防法に基づく命令の告示	1516
---------------------	------

◇上下水道局規程◇

○那覇市上下水道局契約事務規程の一部を改正する規程	1517
---------------------------------	------

◇上下水道局告示◇

○那覇市排水設備指定工事店の取消しについて	1521
○那覇市排水設備指定工事店の取消しについて	1522

○那覇市排水設備指定工事店の新規指定について……………	1523
○那覇市排水設備指定工事店の新規指定について……………	1524
○那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の事業の休止について……………	1524
○那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定の更新について……………	1525
○那覇市排水設備指定工事店の異動について……………	1528

条 例

那覇市条例第45号

令和2年10月12日

公 布 済

那覇市議会基本条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市議会基本条例の一部を改正する条例

那覇市議会基本条例(平成24年那覇市条例第78号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(議決事件の追加) 第14条 議会は、議決機関としての機能強化と市政全般にわたる重要な計画等について市長等と共に市民に対する責任を担う観点から、地方自治法(昭和22年法律第67号。)第96条第2項の規定に基づき、次に掲げる<u>議決事件の追加を行うものとする。</u> (1) <u>那覇市における総合的かつ計画的な行政運営を図るために定めた基本構想及び基本計画に関すること。</u> (2) <u>前号に掲げる基本計画に基づく、市行政の各分野における、政策及び施策の基本的な方向を定める計画、指針その他これらに類するものに関すること。</u> (3) <u>その他議会が必要と認める計画等</u>	(議決事件の追加) 第14条 議会は、議決機関としての機能強化と市政全般にわたる重要な計画等について市長等と共に市民に対する責任を担う観点から、地方自治法(昭和22年法律第67号)<u>第96条第2項の規定に基づき、次に掲げるものを議決事件として追加する。</u> (1) <u>那覇市総合計画策定条例(平成28年那覇市条例第28号)第2条に規定する基本構想又は基本計画の策定又は変更に関すること。</u> (2) <u>前号の基本計画に類するもので、議会が必要と認め、別に条例で定めるもの</u>
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

告 示

那 覇 市 告 示 第 270 号

令 和 2 年 10 月 8 日

掲 示 済

令和元年度決算に基づく健全化判断比率の公表について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和元年度決算に基づく健全化判断比率を次のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

令和元年度決算に基づく健全化判断比率

(単位：％)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	—	—	10.4	64.9

(注) 実質赤字比率、連結実質赤字比率の欄において「—」と表記されている場合、実質赤字額、連結実質赤字額がないことを表している。

(参考)

(単位：％)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
早期健全化基準	11.25	16.25	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

(注) 早期健全化基準：4指標のうち1つでも、健全化判断比率がこの基準以上となった場合は、「財政健全化計画」を策定し、自主的かつ計画的に財政の健全化に取り組むことになる。

財政再生基準：将来負担比率を除く3指標のうち1つでも、健全化判断比率がこの基準以上となった場合は、「財政再生計画」を策定し、国等の監督の下、確実な財政再生に取り組むことになる。

那覇市告示第 282 号

令和 2 年 10 月 15 日

掲 示 済

令和 2 年(2020年) 9 月那覇市議会定例会で議決された令和 2 年度那覇市一般会計補正予算(第 7 号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

令和 2 年度那覇市一般会計補正予算(第 7 号)

令和 2 年度那覇市の一般会計の補正予算(第 7 号)は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,017,703 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 199,489,017 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第 3 条 既定の地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税		8,564,920	347,127	8,912,047
	1 地方交付税	8,564,920	347,127	8,912,047
14 使用料及び手数料		3,400,221	△ 2,825	3,397,396
	1 使用料	2,683,949	△ 2,825	2,681,124
15 国庫支出金		79,232,069	376,722	79,608,791
	1 国庫負担金	36,133,352	197,754	36,331,106

	2 国庫補助金	43,010,555	175,946	43,186,501
	3 委託金	88,162	3,022	91,184
16 県支出金		18,563,015	322,002	18,885,017
	1 県負担金	8,634,021	988	8,635,009
	2 県補助金	9,227,414	321,014	9,548,428
17 財産収入		607,022	3,645	610,667
	2 財産売払収入	166,134	3,645	169,779
18 寄附金		111,817	150,000	261,817
	1 寄附金	111,817	150,000	261,817
19 繰入金		6,779,215	94,853	6,874,068
	1 特別会計繰入金	3,988	110,548	114,536
	2 基金繰入金	6,775,227	△ 15,695	6,759,532
20 繰越金		500,000	1,857,688	2,357,688
	1 繰越金	500,000	1,857,688	2,357,688
21 諸収入		1,506,588	11,591	1,518,179
	4 受託事業収入	56,095	9,333	65,428
	5 雑入	1,077,259	2,258	1,079,517
22 市債		17,449,600	△ 143,100	17,306,500
	1 市債	17,449,600	△ 143,100	17,306,500
歳入合計		196,471,314	3,017,703	199,489,017

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		774,601	△ 32,150	742,451
	1 議会費	774,601	△ 32,150	742,451
2 総務費		19,631,617	1,996,600	21,628,217
	1 総務管理費	17,136,352	1,995,454	19,131,806
	3 戸籍住民基本台帳 費	811,641	1,146	812,787

3 民生費		116,298,818	523,699	116,822,517
	1 社会福祉費	59,998,129	200,550	60,198,679
	2 児童福祉費	32,030,165	330,597	32,360,762
	3 生活保護費	24,270,523	△ 7,448	24,263,075
4 衛生費		9,963,116	75,697	10,038,813
	1 保健衛生費	6,296,733	68,053	6,364,786
	2 清掃費	3,666,383	7,644	3,674,027
6 農林水産業費		423,519	△ 8,517	415,002
	3 水産業費	306,950	△ 8,517	298,433
7 商工費		3,533,042	192,189	3,725,231
	1 商工費	3,533,042	192,189	3,725,231
8 土木費		12,527,852	△ 163,753	12,364,099
	1 土木管理費	235,747	△ 23,171	212,576
	3 港湾費	702,688	△ 1,608	701,080
	4 都市計画費	6,713,697	△ 171,274	6,542,423
	5 住宅費	3,699,333	32,300	3,731,633
9 消防費		3,284,714	7,922	3,292,636
	1 消防費	3,284,714	7,922	3,292,636
10 教育費		17,772,854	172,587	17,945,441
	1 教育総務費	4,980,969	82,916	5,063,885
	2 小学校費	6,547,618	81,495	6,629,113
	3 中学校費	2,782,357	17,741	2,800,098
	5 社会教育費	1,594,331	△ 5,397	1,588,934
	6 保健体育費	1,857,201	△ 4,168	1,853,033
14 予備費		691,900	253,429	945,329
	1 予備費	691,900	253,429	945,329
歳出合計		196,471,314	3,017,703	199,489,017

第 2 表 繰越明許費

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
8 土木費			652,274
	2 道路橋りょう費		102,000
		道路新設改良事業(社会資本交付金)	102,000
	4 都市計画費		314,284
		沖縄都市モノレールインフラ外整備事業	169,893
		沖縄都市モノレール(株)貸付金	7,551
		街路整備事業(公共投資交付金)	136,840
	5 住宅費		235,990
		地域居住機能再生推進事業	235,990
合計		652,274	

第 3 表 地方債補正

変 更

(単位:千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
4 社会福祉施設整備事業	230,700	証書借入又は証券発行	年5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、据置期間を含め30年以内とする。償還方法は、元利均等、元金均等による。ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。	189,800	補正前に同じ		
11 都市計画事業	311,300				280,000			
14 消防施設整備事業	326,700				346,800			
16 臨時財政対策債	4,316,000				4,225,000			

那覇市告示第 284 号

令和 2 年 10 月 15 日

掲 示 済

令和 2 年（2020 年）9 月那覇市議会定例会で議決された令和 2 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

令和 2 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 2 年度那覇市の国民健康保険事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2,860 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 38,955,431 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
4 県支出金		千円 27,667,188	千円 15,000	千円 27,682,188
	1 県負担金	27,667,187	15,000	27,682,187
6 繰入金		4,578,521	△14,624	4,563,897
	1 他会計繰入金	4,578,520	△14,624	4,563,896
7 繰越金		1	499,852	499,853
	1 繰越金	1	499,852	499,853
8 諸収入		1,248,886	△497,368	751,518
	3 雑入	1,230,683	△497,368	733,315
歳 入 合 計		38,952,571	2,860	38,955,431

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 706,770	千円 130	千円 706,900
	1 総務管理費	540,179	130	540,309
2 保険給付費		26,598,216	2,470	26,600,686
	1 療養諸費	22,227,208	2,470	22,229,678
3 国民健康保険事業費納付金		10,789,492	0	10,789,492
	1 医療給付費分	7,915,751	0	7,915,751
	3 介護納付金分	822,875	0	822,875
6 保健事業費		285,766	0	285,766
	1 特定健康審査等事業費	246,891	0	246,891
	2 保健事業費	38,875	0	38,875
9 諸支出金		62,220	260	62,480
	2 繰出金	2	260	262
歳 出 合 計		38,952,571	2,860	38,955,431

那 覇 市 告 示 第 285 号

令和 2 年 10 月 15 日

掲 示 済

令和 2 年（2020年）9 月那覇市議会定例会で議決された令和 2 年度那覇市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

令和 2 年度那覇市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

令和 2 年度那覇市の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20,762千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,587,962千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		千円 643,955	千円 222	千円 644,177
	1 一般会計繰入金	643,955	222	644,177
4 繰越金		1	19,748	19,749
	1 繰越金	1	19,748	19,749
6 国庫支出金		0	792	792
	1 国庫補助金	0	792	792
歳 入 合 計		3,567,200	20,762	3,587,962

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 44,772	千円 1,014	千円 45,786
	1 総務管理費	29,761	792	30,553
	2 徴収費	15,011	222	15,233
2 後期高齢者医療広域連合納付金		3,514,681	19,747	3,534,428
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	3,514,681	19,747	3,534,428
3 諸支出金		7,747	1	7,748
	2 繰出金	1	1	2
歳 出 合 計		3,567,200	20,762	3,587,962

那覇市告示第 291 号
令和 2 年 10 月 23 日
掲 示 済

令和2年度市政功労者の表彰について

令和2年度那覇市政功労者の表彰について那覇市政功労者表彰条例第2条第1項の規定に基づき、次の者を那覇市政功労者として表彰したので、同条例第5条第2項の規定により公示する。

那覇市長 城 間 幹 子

登録番号 460 号

氏 名 おおた 大田 いくお 征夫（78 歳）

功績概要 昭和54年の開業から、地域の健康増進・健康管理及び疾病予防に尽力。
また、長年にわたり学校医を務め、学校保健活動を推進し、児童の健康管理、健康教育並びに疾病予防に努めるとともに、保育園の園医として、
疾病予防やアレルギー疾患への対応など、本市の健康福祉の増進に貢献。

登録番号 461 号

氏 名 おおた 太田 せつこ 節子（87 歳）

功績概要 昭和49年から42年間にわたり本市小学校及び中学校で、学校薬剤師として
学校長及び養護教諭との連携を密にし、学校環境衛生の改善に尽力。
また、担当校の学校保健委員会を通して学校環境衛生の重要性を説き、
特に日常検査の大切さを指導助言し、本市の学校保健の発展に貢献。

登録番号 462 号

氏 名 おおた 太田 としかつ 敏勝（73 歳）

功績概要 昭和57年から那覇市体育指導委員として、市民の体力の向上、スポーツ・
レクリエーションの普及・推進に尽力。さらに、昭和54年から長きにわたり少年補導員として、
青少年の非行防止や健全育成のための活動にも尽力し、本市の青少年の健全育成に貢献。

登録番号 463 号

氏 名 しまぶくろ 島袋 じょうえい 常栄（76 歳）

功績概要 壺屋陶器事業協同組合の理事長を12年間務め、組合の発展に尽力するとともに、
壺屋焼の宣伝普及に貢献。また、那覇市制施行90周年記念事業の一環として設置された壺屋焼巨大シーサーの製作では、理事長として
指揮を執るなど、本市の伝統工芸の発展に貢献。

登録番号 464 号

氏 名 たから 高良 まさかつ 政勝（80 歳）

功績概要 昭和57年から那覇市立壺屋小学校の歯科校医を務め、児童生徒の健康保持増進に
尽力するとともに、歯科保健衛生の啓発に努め、乳幼児歯科健診等にも協力。また、
対馬丸記念会理事長・会長、対馬丸記念館館長として、戦没者の追悼と遺族の福祉の向上、
子どもたちへの平和学習推進に貢献。

登録番号 465 号

氏 名 ^{なかだ さちこ} 仲田 幸子（87 歳）

功績概要 戦後、15歳で劇団に入団。舞台上で観客が湧きかえったことをきっかけに、自他ともに喜劇の女王と認める存在として活躍。戦後の激動の時代にあった沖縄県民に生きる喜びと力を与えるとともに、多くの役者を育て、沖縄芝居の継承・発展に尽力し、本市の芸能文化の発展に貢献。

登録番号 466 号

氏 名 ^{ひらやま りょうめい} 平山 良明（85 歳）

功績概要 高校教諭として生徒に弁論を指導し、県内初を含む教え子を次々に全国優勝に導き、戦後沖縄の教育界を盛り上げた。また、『沖縄文学全集巻3・短歌編』を編集し、沖縄短歌界の文化的地位を築くとともに、おもろ研究会第2代会長として多くの研究者・専門家を育成し、本市の芸術文化の発展に貢献。

登録番号 467 号

氏 名 ^{やまね はるよ} 山根 春代（72 歳）

功績概要 長年にわたり、子ども会育成連絡協議会会長や中学校区青少年健全育成協議会会長を務め、行政の審議委員を歴任するなど、本市の青少年の健全育成に貢献。さらに、うるく地域づくり協議会副会長や小禄南小学校区まちづくり協議会会長を務め、本市の協働によるまちづくりの推進に貢献。

那覇市告示第 301 号

令和 2 年 11 月 2 日

令和 2 年（2020 年）9 月那覇市議会定例会で認定された令和元年度那覇市一般会計歳入歳出決算の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

平成31年度 那覇市一般会計歳入歳出決算書

歳 入		項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 還 付 未 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 還 付 未 済 額 と の 比 較
		款						(単位：円)
1 市 税			49,995,995,000	51,146,072,122	50,272,611,800 81,943,193	68,694,218	886,709,297	△276,616,800
		1 市民税	21,873,362,000	22,526,411,888	22,057,085,693 75,538,339	46,604,996	498,259,538	△183,723,693
		2 固定資産税	22,745,765,000	23,172,825,946	22,809,227,155 4,522,554	17,198,652	350,922,693	△63,482,155
		3 軽自動車税	760,491,000	801,681,475	759,388,139 124,300	4,890,570	37,527,066	1,102,861
		4 市たばこ税	3,554,345,000	3,540,004,213	3,540,004,213	0	0	14,340,787
		5 入湯税	9,246,000	9,302,100	9,302,100	0	0	△56,100
2 地方譲与税		6 事業所税	1,052,786,000	1,095,846,500	1,097,604,500 1,758,000	0	0	△44,818,500
			745,344,000	755,322,655	755,322,655	0	0	△9,978,655
		1 自動車重量譲与税	351,831,000	353,661,000	353,661,000	0	0	△1,830,000
		2 地方道路譲与税	1,000	49	49	0	0	951
		3 特別とん譲与税	27,072,000	26,824,606	26,824,606	0	0	247,394
		4 航空機燃料譲与税	222,752,000	239,022,000	239,022,000	0	0	△16,270,000
3 利子割交付金		5 地方揮発油譲与税	130,678,000	122,805,000	122,805,000	0	0	7,873,000
		6 森林環境譲与税	13,010,000	13,010,000	13,010,000	0	0	0
			19,868,000	20,154,000	20,154,000	0	0	△286,000
		1 利子割交付金	19,868,000	20,154,000	20,154,000	0	0	△286,000
			67,668,000	71,311,000	71,311,000	0	0	△3,643,000
		1 配当割交付金	67,668,000	71,311,000	71,311,000	0	0	△3,643,000
5 株式等譲渡所得割交付金			67,024,000	50,123,000	50,123,000	0	0	16,901,000
		1 株式等譲渡所得割交付金	67,024,000	50,123,000	50,123,000	0	0	16,901,000
6 地方消費税交付金			5,935,858,000	5,861,917,000	5,861,917,000	0	0	73,941,000
		1 地方消費税交付金	5,935,858,000	5,861,917,000	5,861,917,000	0	0	73,941,000

01- 1

歳 入	款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額 還 付 未 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	(単位：円)	
								予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
7	自動車取得税交付金		80,451,000	80,456,958	80,456,958	0	0	△5,958	△5,958
		1 自動車取得税交付金	80,451,000	80,456,958	80,456,958	0	0	△5,958	△5,958
8	環境性能割交付金		15,919,000	15,862,000	15,862,000	0	0	57,000	57,000
		1 環境性能割交付金	15,919,000	15,862,000	15,862,000	0	0	57,000	57,000
9	国有提供施設等所在市町村助成交付金		289,872,000	289,872,000	289,872,000	0	0	0	0
		1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	289,872,000	289,872,000	289,872,000	0	0	0	0
10	地方特例交付金		860,676,000	562,711,000	562,711,000	0	0	297,965,000	297,965,000
		1 地方特例交付金	121,476,000	121,476,000	121,476,000	0	0	0	0
11	地方交付税		739,200,000	441,235,000	441,235,000	0	0	297,965,000	297,965,000
		2 子ども・子育て支援臨時交付金	9,880,783,000	9,896,086,000	9,896,086,000	0	0	△15,303,000	△15,303,000
12	交通安全対策特別交付金		50,000,000	38,277,000	38,277,000	0	0	11,723,000	11,723,000
		1 交通安全対策特別交付金	50,000,000	38,277,000	38,277,000	0	0	11,723,000	11,723,000
13	分担金及び負担金		1,137,061,000	1,195,030,316	1,113,577,218	119,400	81,367,898	23,483,782	23,483,782
		1 分担金	1,000	0	0	0	0	1,000	1,000
14	使用料及び手数料		1,137,060,000	1,195,030,316	1,113,577,218	119,400	81,367,898	23,482,782	23,482,782
		2 負担金	3,371,882,000	3,479,414,018	3,390,563,809	12,015,090	76,867,619	△18,681,809	△18,681,809
15	国庫支出金		2,672,957,000	2,776,786,372	2,687,936,263	12,015,090	76,867,219	△14,979,263	△14,979,263
		2 手数料	698,925,000	702,627,646	702,627,546	0	400	△3,702,546	△3,702,546
			45,350,822,208	45,211,420,785	43,225,855,004	0	1,985,565,781	2,124,967,204	2,124,967,204
		1 国庫負担金	35,046,797,000	34,840,689,518	34,776,829,518	0	63,860,000	269,967,482	269,967,482
			10,197,905,208	10,261,017,727	8,343,100,946	0	1,917,916,781	1,854,804,262	1,854,804,262
		2 国庫補助金							

歳 入	款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 還 付 未 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	(単位：円)	
								予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
16 県支出金		3 委託金	106,120,000	109,713,540	105,924,540	0	3,789,000		195,460
			19,193,816,141	19,022,503,899	17,252,169,406	0	1,770,334,493		1,941,646,735
		1 県負担金	8,290,155,000	8,084,482,342	8,084,482,342	0	0		205,672,658
		2 県補助金	10,346,462,141	10,380,676,970	8,610,342,477	0	1,770,334,493		1,736,119,664
		3 委託金	557,199,000	557,344,587	557,344,587	0	0		△145,587
17 財産収入			1,072,654,000	1,124,324,192	1,102,564,498	0	21,759,694		△29,910,498
		1 財産運用収入	433,214,000	470,492,532	448,732,838	0	21,759,694		△15,518,838
		2 財産売却収入	639,440,000	653,831,660	653,831,660	0	0		△14,391,660
18 寄附金			1,922,840,000	1,786,194,908	1,786,194,908	0	0		136,645,092
		1 寄附金	1,922,840,000	1,786,194,908	1,786,194,908	0	0		136,645,092
19 繰入金			3,732,439,000	3,730,653,777	3,730,653,777	0	0		1,785,223
		1 特別会計繰入金	148,210,000	147,428,677	147,428,677	0	0		781,323
		2 基金繰入金	3,584,229,000	3,583,225,100	3,583,225,100	0	0		1,003,900
20 繰越金			5,868,106,476	5,868,106,560	5,868,106,560	0	0		△84
		1 繰越金	5,868,106,476	5,868,106,560	5,868,106,560	0	0		△84
21 諸収入			1,519,836,000	2,767,236,543	1,597,346,215 145,327	124,475,582	1,045,550,073		△77,510,215
		1 延滞金加算金及び過料	54,625,000	49,135,235	49,045,235	0	90,000		5,579,765
		2 市預金利子	1,503,000	1,667,091	1,667,091	0	0		△164,091
		3 貸付金元利収入	315,508,000	313,823,189	313,823,189	0	0		1,684,811
		4 受託事業収入	45,815,000	33,513,910	33,513,910	0	0		12,301,090
22 市債			1,102,385,000	2,369,087,118	1,199,296,790 145,327	124,475,582	1,045,460,073		△96,911,790
		5 雑入	12,721,200,000	10,101,500,000	10,101,500,000	0	0		2,619,700,000

(単位：円)

歳 入	款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額 還 付 未 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
		1 市債	12,721,200,000	10,101,500,000	10,101,500,000	0	0	2,619,700,000
	歳 入	合 計	163,900,114,825	163,074,539,733	157,083,235,808 82,155,220	205,304,290	5,868,154,855	6,816,879,017

歳 出	款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	(単位:円)	
							予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
1 議会費			765,065,000	759,066,306	0	5,998,694		5,998,694
		1 議会費	765,065,000	759,066,306	0	5,998,694		5,998,694
2 総務費			21,060,544,843	16,704,852,145	3,540,408,866	815,283,832		4,355,692,698
		1 総務管理費	18,647,338,092	14,559,174,840	3,540,408,866	547,754,386		4,088,163,252
		2 徴税費	1,304,823,751	1,139,455,818	0	165,367,933		165,367,933
		3 戸籍住民基本台帳費	805,573,000	714,304,540	0	91,268,460		91,268,460
		4 選挙費	143,403,000	142,505,983	0	897,017		897,017
		5 統計調査費	51,281,000	43,523,397	0	7,757,603		7,757,603
3 民生費			108,126,000	105,887,567	0	2,238,433		2,238,433
		6 監査委員費	108,126,000	105,887,567	0	2,238,433		2,238,433
			82,475,214,232	79,811,699,433	134,542,881	2,528,971,918		2,663,514,799
		1 社会福祉費	27,947,698,769	26,665,196,169	0	1,282,502,600		1,282,502,600
		2 児童福祉費	30,417,881,463	29,250,692,419	134,542,881	1,032,646,163		1,167,189,044
		3 生活保護費	24,109,633,000	23,895,810,845	0	213,822,155		213,822,155
4 衛生費			1,000	0	0	1,000		1,000
		4 災害救助費	1,000	0	0	1,000		1,000
			8,540,682,125	8,267,018,067	0	273,664,058		273,664,058
		1 保健衛生費	8,540,682,125	8,267,018,067	0	273,664,058		273,664,058
5 労働費			4,624,633,125	4,389,802,460	0	234,830,665		234,830,665
		2 清掃費	4,624,633,125	4,389,802,460	0	234,830,665		234,830,665
			3,916,049,000	3,877,215,607	0	38,833,393		38,833,393
		1 労働諸費	3,916,049,000	3,877,215,607	0	38,833,393		38,833,393
6 農林水産業費			29,606,000	29,220,995	0	385,005		385,005
		1 労働諸費	29,606,000	29,220,995	0	385,005		385,005
			538,087,500	425,498,247	90,836,000	21,753,253		112,589,253
		1 農業費	538,087,500	425,498,247	90,836,000	21,753,253		112,589,253
			62,410,000	59,534,043	0	2,875,957		2,875,957
		2 林業費	62,410,000	59,534,043	0	2,875,957		2,875,957
			13,130,000	13,130,000	0	0		0

歳 出	款	項	予 算 現 額	支 出 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	(単位:円)	
							予 算 現 額 と 支 出 額 と の 比 較	予 算 現 額 と 支 出 額 と の 比 較
		3 水産業費	462,547,500	352,834,204	90,836,000	18,877,296		109,713,296
7 商工費			2,924,570,897	2,329,119,801	432,039,640	163,411,456		595,451,096
		1 商工費	2,924,570,897	2,329,119,801	432,039,640	163,411,456		595,451,096
8 土木費			16,783,798,303	14,326,203,833	2,201,944,061	255,650,409		2,457,594,470
		1 土木管理費	240,911,240	235,698,743	2,500,000	2,712,497		5,212,497
		2 道路橋りょう費	1,467,817,042	1,064,379,294	383,918,962	19,518,786		403,437,748
		3 港湾費	689,591,000	687,666,593	0	1,924,407		1,924,407
		4 都市計画費	7,209,038,072	6,333,273,450	769,029,663	106,734,959		875,764,622
		5 住宅費	7,176,440,949	6,005,185,753	1,046,495,436	124,759,760		1,171,255,196
9 消防費			3,162,171,001	3,059,250,627	54,257,295	48,663,079		102,920,374
		1 消防費	3,162,171,001	3,059,250,627	54,257,295	48,663,079		102,920,374
10 教育費			16,093,038,680	13,781,215,688	1,530,060,181	781,762,811		2,311,822,992
		1 教育総務費	1,557,144,660	1,510,180,539	0	46,964,121		46,964,121
		2 小学校費	8,042,961,611	6,332,937,792	1,296,242,582	413,781,237		1,710,023,819
		3 中学校費	2,334,743,000	1,940,280,997	215,601,623	178,860,380		394,462,003
		4 幼稚園費	87,461,945	67,861,274	0	19,600,671		19,600,671
		5 社会教育費	1,921,343,840	1,849,861,909	15,930,400	55,551,531		71,481,931
		6 保健体育費	2,149,383,624	2,080,093,177	2,285,576	67,004,871		69,290,447
11 災害復旧費			4,000	0	0	4,000		4,000
		1 農林水産施設災害復旧費	1,000	0	0	1,000		1,000
		2 公共土木施設災害復旧費	2,000	0	0	2,000		2,000
		3 その他公共施設公用施設災害復旧費	1,000	0	0	1,000		1,000

(単位：円)

歳 出	款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
12 公債費			11,474,930,000	11,468,368,678	0	6,561,322	6,561,322
	1	公債費	11,474,930,000	11,468,368,678	0	6,561,322	6,561,322
13 諸支出金			1,000	0	0	1,000	1,000
	1	公営企業貸付金	1,000	0	0	1,000	1,000
14 予備費			52,401,244	0	0	52,401,244	52,401,244
	1	予備費	52,401,244	0	0	52,401,244	52,401,244
歳 出	合 計		163,900,114,825	150,961,513,820	7,984,088,924	4,954,512,081	12,938,601,005

歳入歳出差引残額

6,121,721,988 円

令和 2 年 9 月 10日提出

那覇市長

城間 幹子

歳 入 歳 出 決 算 総 括 表

（ 一般会計 ）

区 分		金 額
1	予 算 現 額	163,900,114,825 円
2	歳 入 総 額	157,083,235,808
3	歳 出 総 額	150,961,513,820
4	歳 入 歳 出 差 引 額	6,121,721,988
5	翌年度へ繰り越すべき財源	
	(1) 継続費通次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	2,404,108,256
	(3) 事故繰越し繰越額	6,934,270
	計	2,411,042,526
6	各 会 計 別 内 訳	
	(1) 残高(翌年度へ繰越)	3,710,679,462
	(2) 不足額(翌年度から繰上充用)	0

那覇市監査委員より提出された、令和元年度（2019年度）那覇市一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金の運用状況審査意見書の概要

審査意見

（1）総合意見

審査に付された各会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況を示す書類は、法令に準拠して作成されており、計数に誤りはないものと認めた。

予算の執行状況については、おおむね適正になされているものと認めた。

（本市の経済環境等）

本市の経済環境は、令和元年末まで観光業を中心に好調を維持していた。しかし、令和2年に入ると新型コロナウイルス感染症が中国で爆発的に広がり、瞬く間に全世界に拡大した。日本では当初、中国や韓国などの感染拡大地からの渡航

制限を行ったが、欧米からの観光客や海外から帰国した日本人が帰国後に感染が判明するなど国内でも感染が広がったことから、政府は「緊急事態宣言」による国民への行動自粛要請を行った。

これにより、感染者数はいったん減少したが、観光関連を中心に多くの分野の産業で、収益が悪化している。令和2年7月には県内でも感染者が再度急増したため、沖縄県は独自の「緊急事態宣言」を発表し、行動自粛を含めた感染防止対策を県民等に要請した。

本市財政においては令和元年度の決算では数値上、前年に続き好調に見えるが、今後は景気の悪化に伴い市税等の歳入減や、感染症対策及び経済対策による歳出増が見込まれ、財政悪化が懸念される。

このような状況下では、市民生活を守るための効果的な施策の実施が求められ、その財源確保のためにも、より効率的な財政運営に努める必要がある。

（決算の状況）

令和元年度一般会計の決算における実質収支は、37億1,067万円の黒字で、前年度の実質収支44億5,747万円に比べ7億4,679万円減となっている。

歳入は、1,570億8,323万円で前年度に比べ100億7,681万円増となっている。これは主に、民生費国庫負担金等の増により国庫支出金が54億6,599万円増、寄附金が16億9,598万円増、地方交付税が15億3,640万円増、市民税等の市税が14億5,626万円増となったためである。一方、繰入金が11億8,491万円の減となったほか、地方消費税交付金が2億3,618万円の減となっている。

歳出は、1,509億6,151万円で前年度に比べ98億2,320万円増となっている。これは主に、認定こども園施設型給付費や生活保護費の増等により民生費が56億3,163万円増、減債基金積立金や新文化芸術発信拠点施設整備事業等の増により総務費が46億4,963万円の増となったためである。

また、歳入のうち翌年度へ繰り越すべき財源は24億1,104万円となっており、前年度に比べ10億40万円増加している。このうち首里城再建復旧・復興支援寄附金14億8,213万円は、首里城再建復旧・復興に取り組む沖縄県等に送金する予定になっている。

土地区画整理事業等、7つの特別会計の実質収支合計額は、12億9,556万円の黒字で、前年度に比べ黒字額が874万円減少している。これは主に、国民健康保険事業特別会計の収支が2億743万円増加し、介護保険事業特別会計が2億2,293万円減少したことによるものである。結果として、一般会計及び特別会計を合わせた実質収支は、前年度に比べ7億5,553万円減の50億624万円の黒字となっている。

（財政指標）

普通会計における財政指標では、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は91.0%で、前年度に比べ1.5ポイント改善している。これは主に、公債費で1.6ポイント、人件費で1.0ポイント、補助費等で0.9ポイント減少したことによるものであるが、逆に扶助費で1.4ポイント、物件費で0.7ポイント増加している。

実質公債費比率（平成29年度～令和元年度の平均）は10.4%で、前年度に比べ1.1ポイント改善している。これは分子となる元利償還金が5億7,405万円減少したことなど及び同比率の分母となる標準財政規模が、令和元年度決算において7億8,483万円増加したことなどが主な要因である。

同比率は平成25年度以降年々減少しており、令和元年度末市債残高は、1,329億9,494万円と前年度比で7億1,943万円の減となっているが、臨時財政対策債の

残高は542億1,931万円で、前年比8億8,587万円の増となっており引き続き同市債発行の抑制に努められたい。

（繰越事業）

令和元年度から翌年度へ繰り越す事業の総額は、一般会計及び特別会計で91億4,210万円となっており、前年度に比べ1億8,770万円減となっている。これは、市街地再開発事業特別会計3億5,095万円、介護保険事業特別会計6,864万円がそれぞれ増加したものの、一般会計で6億729万円減となったことによるものである。

（むすび）

自主財源の根幹である市税の収納率は、平成22年度以降毎年上昇し、令和元年度決算では98.3%と前年度比0.1ポイントの上昇となっている。特に、市民税は前年度比6億2,720万円の増収となったほか、固定資産税も5億6,777万円の増収であった。これは、那覇市を中心とする県内の景気が引き続き好調で、個人所得の増及び納税義務者数の増並びにホテル、マンション等の大型建築物の増加により調定額が伸びたことによるものと思われる。令和2年度は、景気悪化の影響で市税収納も厳しくなると思われるが、納税者の状況に留意しつつ、収納率向上の取組みを維持されたい。

令和元年10月31日に起きた首里城火災について、その翌日には首里城再建のためのクラウドファンディングによる募金を立ち上げ、いち早く復旧・復興に向けた取組みがされたことは、大いに評価したい。

環境部が所管する旧最終処分場の浸出水処理については、令和元年7月に市道鳥堀12号線に整備した本市下水道への接続が完了し、これまで行っていた薬品処理等経費が削減でき、旧最終処分場維持管理事業全体で約1千万円の歳出削減となった。このような経費削減の取組みを今後も続けられたい。

（2）個別意見

ア 持株比率の記載について（管財課）

決算書附属書類「財産に関する調書（5）有価証券」には持株比率の記載がない。持株比率は、その会社に対する影響力がわかる資料となることから、記載項目を設けるなどして持株比率を記載することが望まれる。

イ 還付金返還金について（納税課）

還付金返還金は、過誤納により発生した還付金を相手に支払った後、改めて課税額が修正されたことにより多く支払いすぎた還付金の返還を求めるものである。

当該返還金については、平成30年度歳出予算の過誤納還付金に返還金として収納（戻入）されているにも関わらず、収入未済として令和元年度に調定している。

還付金の返還については、業務マニュアル等の整備を行い、適切な事務処理及び進捗管理に努められたい。

ウ 概算払いの精算について（商工農水課）

那覇市プレミアム付商品券事業については、那覇市会計規則第61条第1項第3号により委託料の概算払を行っている。

当該事業は当初年度内で終了する予定であったが期限内に終了しないこと

が判明し、令和2年4月30日まで契約期間を延長したが、年度内に概算払の精算が行われず、令和2年5月29日に行っている。

地方自治法施行令第143条第1項第5号の規定によれば、概算払された委託料は、同一年度内で精算しなければならなかったものである。

概算払の精算事務に当たっては、関係法令を遵守し、適正な事務処理を行われない。

エ 適正な債権管理について（こどもみらい課）

平成30年度決算審査において、保育料等の滞納繰越分未収金に係る未収金額及び調定額が、同課において保育料を管理するシステムと財務会計システム上で一致していない状況があり、原因の究明と未収金の正確な把握について意見をしたところである。

しかしながら、令和元年度決算時において、不一致の原因が両システムにおける保育料等の集計方法が異なる点にあることは判明したものの、未収金額及び調定額の正確な把握には至っていない。引き続き未収金額等の正確な把握に努め、適正な債権管理を行われない。

那覇市告示第 302 号

令和 2 年 11 月 2 日

令和2年（2020年）9月那覇市議会定例会で認定された令和元年度那覇市病院事業債管理特別会計歳入歳出決算の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

平成31年度 那覇市病院事業債管理特別会計歳入歳出決算書

(単位：円)

歳 入	款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 未 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 未 済 額 と の 比 較
1 諸収入			348,449,000	348,448,041	348,448,041	0	0	959
		1 貸付金元利収入	348,449,000	348,448,041	348,448,041	0	0	959
歳 入	合 計		348,449,000	348,448,041	348,448,041	0	0	959

歳 出		(単位：円)				
款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
1 公債費		348,449,000	348,448,041	0	959	959
	1 公債費	348,449,000	348,448,041	0	959	959
歳 出	合 計	348,449,000	348,448,041	0	959	959

歳入歳出差引残額 0 円

令和 2年 9月 10日提出
那覇市長 城間 幹子

歳 入 歳 出 決 算 総 括 表

（ 病院事業債管理特別会計 ）

区 分		金 額
1	予 算 現 額	348,449,000 円
2	歳 入 総 額	348,448,041
3	歳 出 総 額	348,448,041
4	歳 入 歳 出 差 引 額	0
5	翌年度へ繰り越すべき財源	
	(1) 継続費通次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	0
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	0
6	各 会 計 別 内 訳	
	(1) 残高(翌年度へ繰越)	0
	(2) 不足額(翌年度から繰上充用)	0

那覇市告示第 303 号

令和 2 年 11 月 2 日

令和 2 年（2020 年）9 月那覇市議会定例会で認定された令和元年度那覇市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

平成 3 1 年度 那覇市介護保険事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入	款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 還 付 未 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
1 介護保険料			5,346,689,000	5,997,680,620	5,623,807,400 20,253,132	115,039,710	279,086,642	△277,118,400
		1 介護保険料	5,346,689,000	5,997,680,620	5,623,807,400 20,253,132	115,039,710	279,086,642	△277,118,400
2 使用料及び手数料			1,980,000	3,221,200	3,221,200	0	0	△1,241,200
		1 手数料	1,980,000	3,221,200	3,221,200	0	0	△1,241,200
3 国庫支出金			6,444,700,000	6,501,092,383	6,501,092,383	0	0	△56,392,383
		1 国庫負担金	4,432,339,000	4,413,915,950	4,413,915,950	0	0	18,423,050
4 支払基金交付金			2,012,361,000	2,087,176,433	2,087,176,433	0	0	△74,815,433
		2 国庫補助金	6,748,410,000	6,616,131,839	6,616,131,839	0	0	132,278,161
5 県支出金			6,748,410,000	6,616,131,839	6,616,131,839	0	0	132,278,161
		1 支払基金交付金	3,765,282,000	3,756,171,838	3,685,611,838	0	70,560,000	79,670,162
			3,298,662,000	3,284,537,150	3,284,537,150	0	0	14,124,850
		1 県負担金	1,000	0	0	0	0	1,000
			466,619,000	471,634,688	401,074,688	0	70,560,000	65,544,312
		3 県補助金	1,051,000	1,052,251	1,052,251	0	0	△1,251
6 財産収入			1,051,000	1,052,251	1,052,251	0	0	△1,251
		1 財産運用収入	4,201,971,000	4,201,966,869	4,201,966,869	0	0	4,131
7 繰入金			4,201,970,000	4,201,966,869	4,201,966,869	0	0	3,131
		1 他会計繰入金	1,000	0	0	0	0	1,000
8 繰越金			902,353,000	902,352,334	902,352,334	0	0	666
		1 繰越金	4,408,000	5,508,433	5,492,833	0	15,600	△1,084,833
9 諸収入			1,259,000	1,520,144	1,520,144	0	0	△261,144
		1 延滞金、加算金及び過料						

10- 1

(単位：円)

歳 入	款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額 還 付 未 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
		2 雑入	3,149,000	3,988,289	3,972,689	0	15,600	△823,689
10 市債			1,000	0	0	0	0	1,000
		1 市債	1,000	0	0	0	0	1,000
11 サービス収入			1,000	0	0	0	0	1,000
		1 予防給付費収入	1,000	0	0	0	0	1,000
歳 入	合 計		27,416,846,000	27,985,177,767	27,540,728,947 20,253,132	115,039,710	349,662,242	△123,882,947

歳 出	款	項	予 算 現 額	支 出 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	(単位：円)	
							予 算 現 額 と 支 出 額 と の 比 較	予 算 現 額 と 支 出 額 と の 比 較
1 総務費			860,515,000	753,719,765	70,560,000	36,235,235		106,795,235
		1 総務管理費	571,071,000	487,332,591	70,560,000	13,178,409		83,738,409
		2 徴収費	32,660,000	28,132,841	0	4,527,159		4,527,159
2 保険給付費		3 介護認定審査会費	256,784,000	238,254,333	0	18,529,667		18,529,667
			23,788,146,000	23,379,074,634	0	409,071,366		409,071,366
		1 介護サービス等諸費	23,271,987,000	22,867,317,647	0	404,669,353		404,669,353
3 財政安定化基金拠出金		2 介護予防サービス等諸費	487,544,000	486,227,060	0	1,316,940		1,316,940
		3 その他諸費	28,615,000	25,529,927	0	3,085,073		3,085,073
			1,000	0	0	1,000		1,000
4 基金積立金		1 財政安定化基金拠出金	1,000	0	0	1,000		1,000
			585,642,000	585,639,119	0	2,881		2,881
		1 基金積立金	585,642,000	585,639,119	0	2,881		2,881
5 地域支援事業費			1,778,115,000	1,742,260,858	0	35,854,142		35,854,142
		介護予防・生活支援サービス事業費	986,596,000	968,276,737	0	18,319,263		18,319,263
		2 一般介護予防事業費	123,166,000	121,535,459	0	1,630,541		1,630,541
		3 包括的支援事業・任意事業費	663,739,000	648,350,054	0	15,388,946		15,388,946
6 諸支出金		4 その他諸費	4,614,000	4,098,608	0	515,392		515,392
			364,290,000	361,470,408	0	2,819,592		2,819,592
		1 償還金及び還付加算金	230,514,000	227,695,350	0	2,818,650		2,818,650
7 保健福祉事業費		2 繰出金	133,776,000	133,775,058	0	942		942
			40,137,000	39,147,687	0	989,313		989,313
		1 保健福祉事業費	40,137,000	39,147,687	0	989,313		989,313

歳 出		(単位：円)				
款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
歳	合 計	27,416,846,000	26,861,312,471	70,560,000	484,973,529	555,533,529

歳入歳出差引残額 679,416,476 円

令和 2年 9月 10日提出
那覇市長 城間 幹子

歳 入 歳 出 決 算 総 括 表

（ 介護保険事業特別会計 ）

区 分		金 額
1	予 算 現 額	27,416,846,000 円
2	歳 入 総 額	27,540,728,947
3	歳 出 総 額	26,861,312,471
4	歳 入 歳 出 差 引 額	679,416,476
5	翌年度へ繰り越すべき財源	
	(1) 継続費通次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	0
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	0
6	各 会 計 別 内 訳	
	(1) 残高(翌年度へ繰越)	679,416,476
	(2) 不足額(翌年度から繰上充用)	0

那覇市告示第 304 号

令和 2 年 11 月 2 日

令和 2 年（2020 年）9 月那覇市議会定例会で認定された令和元年度那覇市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

平成31年度 那覇市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入	款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 還 付 未 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	(単位：円)	
								予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
1	国民健康保険税		5,763,294,000	7,566,172,682	5,904,123,923 26,327,804	191,109,846	1,497,266,717	△140,829,923	△140,829,923
		1 国民健康保険税	5,763,294,000	7,566,172,682	5,904,123,923 26,327,804	191,109,846	1,497,266,717	△140,829,923	△140,829,923
2	使用料及び手数料		8,824,000	8,706,024	8,706,024	0	0	117,976	117,976
		1 手数料	8,824,000	8,706,024	8,706,024	0	0	117,976	117,976
3	国庫支出金		265,000	4,395,000	4,395,000	0	0	△4,130,000	△4,130,000
		1 国庫補助金	265,000	4,395,000	4,395,000	0	0	△4,130,000	△4,130,000
4	県支出金		27,236,224,000	26,738,355,000	26,738,355,000	0	0	497,869,000	497,869,000
		1 県負担金	27,236,224,000	26,738,355,000	26,738,355,000	0	0	497,869,000	497,869,000
5	財産収入		1,000	0	0	0	0	1,000	1,000
		2 財政安定化基金支出金	1,000	0	0	0	0	1,000	1,000
6	繰入金		31,000	3,173	3,173	0	0	27,827	27,827
		1 財産運用収入	31,000	3,173	3,173	0	0	27,827	27,827
7	繰越金		5,063,795,000	4,483,469,739	4,483,469,739	0	0	580,325,261	580,325,261
		1 他会計繰入金	5,063,794,000	4,483,469,739	4,483,469,739	0	0	580,324,261	580,324,261
8	繰越金		1,000	0	0	0	0	1,000	1,000
		2 基金繰入金	1,000	0	0	0	0	1,000	1,000
9	諸収入		292,420,000	292,419,822	292,419,822	0	0	178	178
		1 繰越金	292,420,000	292,419,822	292,419,822	0	0	178	178
10	諸収入		104,899,000	265,301,698	139,761,843	0	125,539,855	△34,862,843	△34,862,843
		1 延滞金加算金及び過料	26,991,000	27,740,246	27,740,246	0	0	△749,246	△749,246
11	諸収入		3,000	137	137	0	0	2,863	2,863
		2 預金利子	3,000	137	137	0	0	2,863	2,863
12	市債		77,905,000	237,561,315	112,021,460	0	125,539,855	△34,116,460	△34,116,460
		3 雑入	77,905,000	237,561,315	112,021,460	0	125,539,855	△34,116,460	△34,116,460
13	市債		1,000	0	0	0	0	1,000	1,000
		1 財政安定化基金貸付金	1,000	0	0	0	0	1,000	1,000

05- 1

(単位:円)

歳 入		款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額 還 付 未 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
歳	入	合	計	38,469,753,000	39,358,823,138	37,571,234,524 26,327,804	191,109,846	1,622,806,572	898,518,476

歳 出	款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	(単位：円)	
							予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較	
1 総務費			678,925,000	639,197,733	0	39,727,267	39,727,267	
		1 総務管理費	517,550,000	496,831,076	0	20,748,924	20,748,924	
		2 徴税費	75,807,000	64,133,897	0	11,673,103	11,673,103	
		3 運営協議会費	724,000	396,168	0	327,832	327,832	
		4 収納率向上特別対策事業費	45,607,000	41,423,074	0	4,183,926	4,183,926	
2 保険給付費		5 医療費適正化特別対策事業費	39,207,000	36,413,518	0	2,793,482	2,793,482	
			26,048,201,000	24,936,981,527	0	1,111,219,473	1,111,219,473	
		1 療養諸費	22,031,905,000	21,081,783,875	0	950,121,125	950,121,125	
		2 高額療養費	3,777,660,000	3,672,878,054	0	104,781,946	104,781,946	
		3 移送費	501,000	0	0	501,000	501,000	
		4 出産育児諸費	228,635,000	173,169,598	0	55,465,402	55,465,402	
		5 葬祭諸費	9,500,000	9,150,000	0	350,000	350,000	
			10,985,986,000	10,985,982,259	0	3,741	3,741	
		1 医療給付費分	8,009,970,000	8,009,968,132	0	1,868	1,868	
		2 後期高齢者支援金等分	2,131,535,000	2,131,533,690	0	1,310	1,310	
4 共同事業拠出金		3 介護納付金分	844,481,000	844,480,437	0	563	563	
			1,000	0	0	1,000	1,000	
		1 共同事業拠出金	1,000	0	0	1,000	1,000	
5 財政安定化基金拠出金			1,000	0	0	1,000	1,000	
		1 財政安定化基金拠出金	1,000	0	0	1,000	1,000	
6 保健事業費			269,044,000	234,254,574	0	34,789,426	34,789,426	
		1 特定健康診査等事業費	231,009,000	201,507,016	0	29,501,984	29,501,984	

(単位:円)

歳 出	款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
		2 保健事業費	38,035,000	32,747,558	0	5,287,442	5,287,442
7	基金積立金		1,000	0	0	1,000	1,000
		1 基金積立金	1,000	0	0	1,000	1,000
8	公債費		1,000	0	0	1,000	1,000
		1 財政安定化基金償還金	1,000	0	0	1,000	1,000
9	諸支出金		287,593,000	274,964,951	0	12,628,049	12,628,049
		1 償還金及び還付加算金	284,694,000	272,653,167	0	12,040,833	12,040,833
		2 繰出金	2,299,000	2,297,493	0	1,507	1,507
		3 指定公費の立替	600,000	14,291	0	585,709	585,709
10	予備費		200,000,000	0	0	200,000,000	200,000,000
		1 予備費	200,000,000	0	0	200,000,000	200,000,000
歳 出	合 計		38,469,753,000	37,071,381,044	0	1,398,371,956	1,398,371,956

歳入歳出差引残額 499,853,480 円

令和 2年 9月 10日提出

那覇市長 城間 幹子

歳 入 歳 出 決 算 総 括 表

（ 国民健康保険事業特別会計 ）

区 分		金 額
1	予 算 現 額	38,469,753,000 円
2	歳 入 総 額	37,571,234,524
3	歳 出 総 額	37,071,381,044
4	歳 入 歳 出 差 引 額	499,853,480
5	翌年度へ繰り越すべき財源	
	(1) 継続費通次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	0
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	0
6	各 会 計 別 内 訳	
	(1) 残高(翌年度へ繰越)	499,853,480
	(2) 不足額(翌年度から繰上充用)	0

那覇市告示第 305 号

令和 2 年 11 月 2 日

令和 2 年（2020 年）9 月那覇市議会定例会で認定された令和元年度那覇市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

平成31年度 那覇市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書

歳 入		(単位：円)						
款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 還 付 未 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較	
1 後期高齢者医療保険料		2, 825, 099, 000	2, 860, 761, 444	2, 831, 169, 800 7, 408, 715	2, 706, 912	34, 293, 447	△6, 070, 800	
	1 後期高齢者医療保険料	2, 825, 099, 000	2, 860, 761, 444	2, 831, 169, 800 7, 408, 715	2, 706, 912	34, 293, 447	△6, 070, 800	
2 使用料及び手数料		564, 000	854, 700	854, 700	0	0	△290, 700	
	1 手数料	564, 000	854, 700	854, 700	0	0	△290, 700	
3 繰入金		649, 135, 000	645, 842, 597	645, 842, 597	0	0	3, 292, 403	
	1 一般会計繰入金	649, 135, 000	645, 842, 597	645, 842, 597	0	0	3, 292, 403	
4 繰越金		23, 506, 000	23, 505, 165	23, 505, 165	0	0	835	
	1 繰越金	23, 506, 000	23, 505, 165	23, 505, 165	0	0	835	
5 諸収入		8, 941, 000	5, 556, 778	5, 556, 778	0	0	3, 384, 222	
	1 延滞金、加算金及び過料	781, 000	501, 679	501, 679	0	0	279, 321	
	2 償還金及び還付加算金	8, 126, 000	5, 023, 285	5, 023, 285	0	0	3, 102, 715	
	3 預金利子	1, 000	0	0	0	0	1, 000	
	4 雑入	33, 000	31, 814	31, 814	0	0	1, 186	
歳 入 合 計		3, 507, 245, 000	3, 536, 520, 684	3, 506, 929, 040 7, 408, 715	2, 706, 912	34, 293, 447	315, 960	

(単位：円)

(単位：円)

歳 出	款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
1	総務費		37,124,000	34,105,530	0	3,018,470	3,018,470
		1 総務管理費	23,542,000	23,275,514	0	266,486	266,486
		2 徴収費	13,582,000	10,830,016	0	2,751,984	2,751,984
2	後期高齢者医療広域連合納付金		3,460,495,000	3,446,539,148	0	13,955,852	13,955,852
		1 金	3,460,495,000	3,446,539,148	0	13,955,852	13,955,852
3	諸支出金		9,626,000	6,535,751	0	3,090,249	3,090,249
		1 償還金及び還付加算金	8,125,000	5,035,351	0	3,089,649	3,089,649
		2 繰出金	1,501,000	1,500,400	0	600	600
	歳 出 合 計		3,507,245,000	3,487,180,429	0	20,064,571	20,064,571

歳入歳出差引残額 19,748,611 円

令和 2年 9月 10日提出

那覇市長 城間 幹子

歳 入 歳 出 決 算 総 括 表

（ 後期高齢者医療特別会計 ）

区 分		金 額
1	予 算 現 額	3,507,245,000 円
2	歳 入 総 額	3,506,929,040
3	歳 出 総 額	3,487,180,429
4	歳 入 歳 出 差 引 額	19,748,611
5	翌年度へ繰り越すべき財源	
	(1) 継続費通次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	0
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	0
6	各 会 計 別 内 訳	
	(1) 残高(翌年度へ繰越)	19,748,611
	(2) 不足額(翌年度から繰上充用)	0

那覇市告示第 306 号

令和 2 年 11 月 2 日

令和 2 年（2020 年）9 月那覇市議会定例会で認定された令和元年度那覇市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

平成31年度 那覇市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入		(単位：円)					
款	項	予 算 現 額	調 定 額	收 入 未 済 額	不 納 欠 損 額	收 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 未 済 額 と の 比 較
1 繰入金		12,539,000	12,539,000	12,539,000	0	0	0
	1 一般会計繰入金	12,539,000	12,539,000	12,539,000	0	0	0
2 諸収入		29,027,000	90,801,888	39,723,869	0	51,078,019	△10,696,869
	1 貸付金元利収入	28,996,000	88,578,317	39,306,770	0	49,271,547	△10,310,770
	2 雑入	31,000	2,223,571	417,099	0	1,806,472	△386,099
3 繰越金		79,662,000	79,662,083	79,662,083	0	0	△83
	1 繰越金	79,662,000	79,662,083	79,662,083	0	0	△83
4 市債		20,000,000	20,000,000	20,000,000	0	0	0
	1 市債	20,000,000	20,000,000	20,000,000	0	0	0
歳 入	合 計	141,228,000	203,002,971	151,924,952	0	51,078,019	△10,696,952

(単位:円)

歳 出	款	項	予 算 現 額	支 出 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 額 と の 比 較
1 民生費			141,228,000	59,515,704	0	81,712,296	81,712,296
		1 母子父子寡婦福祉費	141,228,000	59,515,704	0	81,712,296	81,712,296
	歳 出	合 計	141,228,000	59,515,704	0	81,712,296	81,712,296

歳入歳出差引残額

92,409,248 円

令和 2 年 9 月 10日提出

那覇市長 城間 幹子

歳 入 歳 出 決 算 総 括 表

（ 母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計 ）

区 分		金 額
1	予 算 現 額	141,228,000 円
2	歳 入 総 額	151,924,952
3	歳 出 総 額	59,515,704
4	歳 入 歳 出 差 引 額	92,409,248
5	翌年度へ繰り越すべき財源	
	(1) 継続費通次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	0
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	0
6	各 会 計 別 内 訳	
	(1) 残高(翌年度へ繰越)	92,409,248
	(2) 不足額(翌年度から繰上充用)	0

那覇市告示第 307 号

令和 2 年 11 月 2 日

令和 2 年（2020 年）9 月那覇市議会定例会で認定された令和元年度那覇市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

平成31年度 那覇市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入	款	項	予 算	現 額	調 定	額	收 入	還 付	未 済 額	不 納 欠	損 額	收 入	未 済 額	予 算 現 額 と 入 入	予 算 現 額 と 入 入
1	使用料及び手数料			2,000		80	80		80	0			0		1,920
		1 真嘉比古島第一地区手数料		1,000		80	80		80	0			0		920
2	財産収入			1,000		0	0		0	0			0		1,000
		2 真嘉比古島第二地区手数料		6,000		4,387	4,387		4,387	0			0		1,613
1	真嘉比古島第二財産運用収入			1,000		397	397		397	0			0		603
		2 真嘉比古島第一地区財産運用収入		5,000		3,990	3,990		3,990	0			0		1,010
3	繰入金			7,132,000		7,132,000	7,132,000		7,132,000	0			0		0
		1 総務管理繰入金		3,323,000		3,323,000	3,323,000		3,323,000	0			0		0
2	真嘉比古島第二繰入金			3,809,000		3,809,000	3,809,000		3,809,000	0			0		0
		3 基金繰入金		0		0	0		0	0			0		0
4	繰越金			6,012,000		6,010,105	6,010,105		6,010,105	0			0		1,895
		1 総務管理繰越金		1,275,000		1,274,383	1,274,383		1,274,383	0			0		617
2	真嘉比古島第一地区繰越金			114,000		113,749	113,749		113,749	0			0		251
		3 壺川繰越金		27,000		26,583	26,583		26,583	0			0		417
4	真嘉比古島第二繰越金			4,596,000		4,595,390	4,595,390		4,595,390	0			0		610
		5 諸収入		2,000		0	0		0	0			0		2,000
1	真嘉比古島第一地区延滞金、加算金及び過料			1,000		0	0		0	0			0		1,000
		2 真嘉比古島第二地区延滞金、加算金及び過料		1,000		0	0		0	0			0		1,000
6	保留地処分金			4,589,000		0	0		0	0			0		4,589,000
		1 真嘉比古島第二保留地処分金		4,589,000		0	0		0	0			0		4,589,000
7	清算徴収金			5,606,000		50,226,658	5,812,032		5,812,032	0			44,414,626		△206,032
		1 真嘉比古島第一地区清算徴収金		667,000		18,345,385	739,920		739,920	0			17,605,465		△72,920

02- 1

(単位：円)

歳 入	款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 還 付 未 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
	2	莫嘉比古島第二地区清算徴収金	4,939,000	31,881,273	5,072,112	0	26,809,161	△133,112
歳 入	合 計		23,349,000	63,373,230	18,958,604	0	44,414,626	4,390,396

歳 出		(単位:円)				
款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
1 土地区画整理総務費		13,482,000	10,865,276	0	2,616,724	2,616,724
	1 総務管理費	13,482,000	10,865,276	0	2,616,724	2,616,724
2 土地区画整理事業費		1,889,000	855,800	0	1,033,200	1,033,200
	1 真嘉比古島第二土地区画整理費	1,889,000	855,800	0	1,033,200	1,033,200
3 清算費		1,463,000	1,462,473	0	527	527
	1 真嘉比古島第二地区清算費	1,463,000	1,462,473	0	527	527
4 基金積立金		4,595,000	4,387	0	4,590,613	4,590,613
	1 真嘉比古島第一地区基金積立金	5,000	3,990	0	1,010	1,010
	2 真嘉比古島第二基金積立金	4,590,000	397	0	4,589,603	4,589,603
5 公債費		1,920,000	1,919,999	0	1	1
	1 公債費	1,920,000	1,919,999	0	1	1
歳 出	合 計	23,349,000	15,107,935	0	8,241,065	8,241,065

歳入歳出差引残額

3,850,669 円

令和 2年 9月 10日提出

那覇市長 城間 幹子

歳 入 歳 出 決 算 総 括 表

（ 土地区画整理事業特別会計 ）

区 分		金 額
1	予 算 現 額	23,349,000 円
2	歳 入 総 額	18,958,604
3	歳 出 総 額	15,107,935
4	歳 入 歳 出 差 引 額	3,850,669
5	翌年度へ繰り越すべき財源	
	(1)継続費通次繰越額	0
	(2)繰越明許費繰越額	0
	(3)事故繰越し繰越額	0
	計	0
6	各 会 計 別 内 訳	
	(1)残高(翌年度へ繰越)	3,850,669
	(2)不足額(翌年度から繰上充用)	0

那覇市告示第 308 号

令和 2 年 11 月 2 日

令和 2 年（2020 年）9 月那覇市議会定例会で認定された令和元年度那覇市市街地再開発事業特別会計歳入歳出決算の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

平成31年度 那覇市市街地再開発事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入								(単位：円)	
款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額 還 付 未 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較		
1 国庫支出金		964,708,000	964,708,000	547,757,000	0	416,951,000	416,951,000		
	1 国庫補助金	964,708,000	964,708,000	547,757,000	0	416,951,000	416,951,000		
2 繰入金		299,010,000	299,010,000	299,010,000	0	0	0	0	
	1 一般会計繰入金	299,010,000	299,010,000	299,010,000	0	0	0	0	
3 繰越金		44,119,000	44,118,435	44,118,435	0	0	0	565	
	1 繰越金	44,119,000	44,118,435	44,118,435	0	0	0	565	
4 市債		592,500,000	281,600,000	281,600,000	0	0	0	310,900,000	
	1 市債	592,500,000	281,600,000	281,600,000	0	0	0	310,900,000	
5 県支出金		323,010,000	323,010,000	5,530,000	0	317,480,000	317,480,000		
	1 県補助金	323,010,000	323,010,000	5,530,000	0	317,480,000	317,480,000		
歳 入	合 計	2,223,347,000	1,912,446,435	1,178,015,435	0	734,431,000	1,045,331,565		

(単位：円)

歳 出	款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
1 都市再開発事業費			1,979,933,000	892,187,177	1,087,460,000	285,823	1,087,745,823
		1 都市再開発事業費	1,979,933,000	892,187,177	1,087,460,000	285,823	1,087,745,823
2 公債費			243,414,000	243,412,787	0	1,213	1,213
		1 公債費	243,414,000	243,412,787	0	1,213	1,213
歳 出	合 計		2,223,347,000	1,135,599,964	1,087,460,000	287,036	1,087,747,036

歳入歳出差引残額

42,415,471 円

令和 2 年 9 月 1 0 日提出

那覇市長

城間 幹子

歳 入 歳 出 決 算 総 括 表

（市街地再開発事業特別会計）

区 分		金 額
1	予 算 現 額	2, 223, 347, 000 円
2	歳 入 総 額	1, 178, 015, 435
3	歳 出 総 額	1, 135, 599, 964
4	歳 入 歳 出 差 引 額	42, 415, 471
5	翌年度へ繰り越すべき財源	(1)継続費通次繰越額 0
		(2)繰越明許費繰越額 42, 129, 000
		(3)事故繰越し繰越額 0
		計 42, 129, 000
6	各 会 計 別 内 訳	(1)残高(翌年度へ繰越) 286, 471
		(2)不足額(翌年度から繰上充用) 0

公 告

那覇市公告第 337 号

令和 2 年 10 月 9 日

掲 示 済

福祉施設等との随意契約の公表について

那覇市契約規則第 21 条第 2 項の規定により次のとおり公表します。

那覇市長 城 間 幹 子

1 契約締結日 令和 2 年 10 月 8 日

2 件名、契約相手方の住所、氏名

① 花壇花卉植栽維持管理業務（その 1）

那覇市字古島 12 番地 1 ピュアパレス黒潮 101 号
社会福祉法人 伊集の木会 就労支援 いじゅの木
理事長 黒潮 武嗣

② 花壇花卉植栽維持管理業務（その 2）

南風原町字宮平 537 番地
社会福祉法人 育成福祉会 理事長 安里 盛一

③ 花壇花卉植栽維持管理業務（その 3）

与那原町字与那原 2943 番地
社会福祉法人 基督教児童福祉会 愛隣園
理事長 山代 寛

④ 花壇花卉植栽維持管理業務（その 4）

うるま市字宇堅 919 番地
社会福祉法人 宇堅福祉会 理事長 比嘉 一信

3 契約金額

① 花壇花卉植栽維持管理業務（その 1）¥2,365,000-

② 花壇花卉植栽維持管理業務（その 2）¥2,713,700-

③ 花壇花卉植栽維持管理業務（その 3）¥2,233,000-

④ 花壇花卉植栽維持管理業務（その 4）¥1,705,000-

4 契約理由

契約を締結する前に設定した選定基準に該当する福祉施設等から提出された見積書の結果による。

5 契約担当課

都市みらい部 公園管理課 電話 951-3239

那覇市公告第 342 号

令和 2 年 10 月 14 日

掲 示 済

所有者不明土地（墓地）の所有権申請について

那覇市が管理している下記の所有者不明土地（墓地）について、所有権を申し立てる者がいるため、公告する。申立人以外に所有権を主張するものがあれば、期日までに届け出られたい。

那覇市長 城 間 幹 子

記

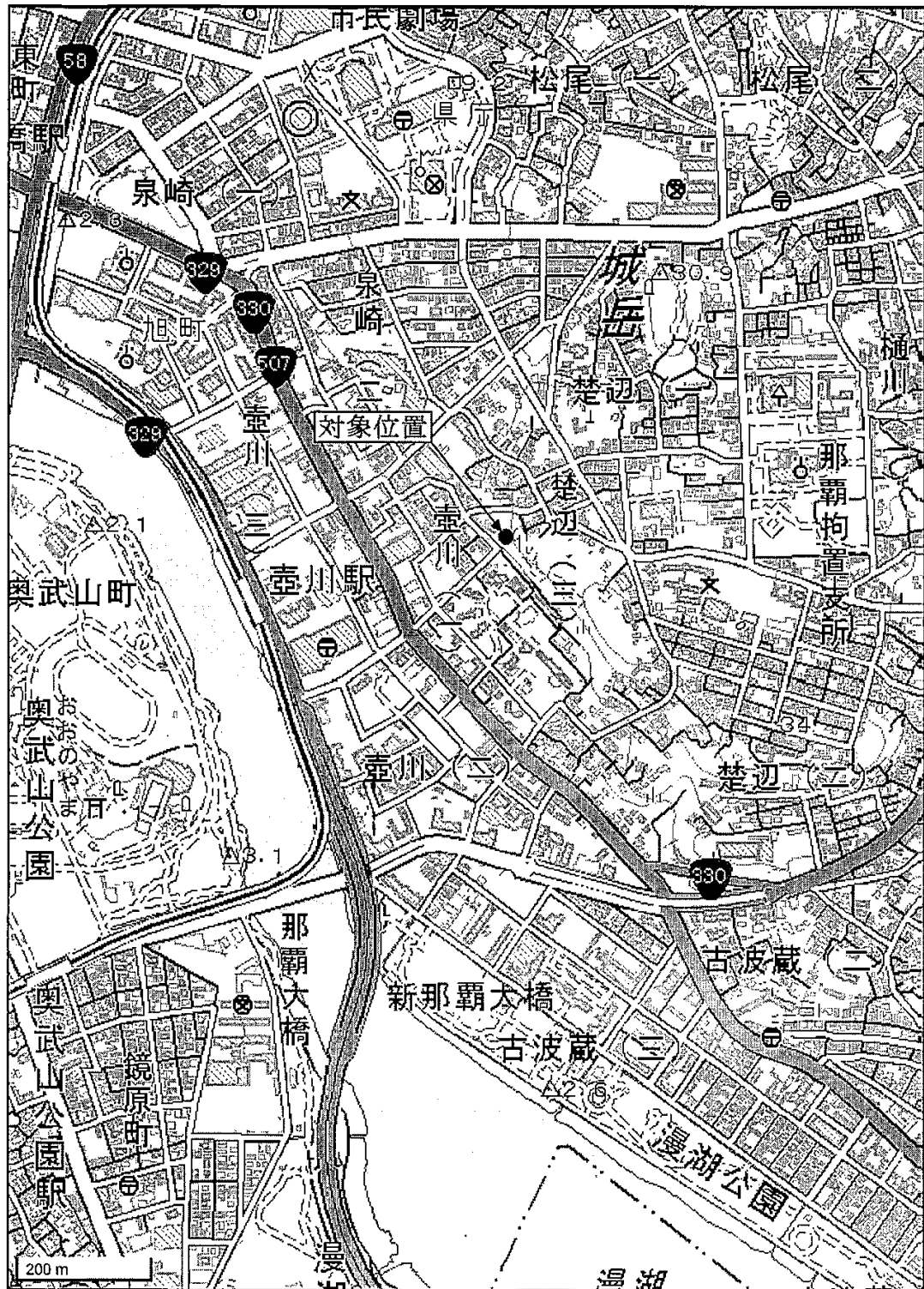
1 所 在 地 那覇市壺川一丁目 418 番

2 届出の期日 令和 3 年 4 月 14 日

3 届 出 先 那覇市総務部管財課

位 置 図

所在：那覇市壺川一丁目418番（64）



那覇市公告第 345 号

令和 2 年 10 月 15 日

掲 示 済

一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る認定に関する事項の縦覧について

建築基準法第 86 条第 2 項の規定による一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る認定をしたので、同条第 6 項の規定により公告する。その対象区域、建築物の位置等の事項を表示した図書を一般の縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 認定番号
那覇市指令ま建指第 66-R02 認定 003 号
- 2 認定年月日
令和 2 年 10 月 15 日
- 3 対象区域等の地名地番
那覇市高良二丁目 440 番
- 4 縦覧に供する場所
那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所 9 階
那覇市役所 まちなみ共創部 建築指導課

那覇市公告第 358 号
令和 2 年 10 月21日
掲 示 済

都市公園の供用開始区域の変更について

平成 7 年 7 月 21 日付け那覇市公告第 57 号で公告し、平成 8 年 7 月 15 日付け那覇市公告第 59 号で追加した弁ヶ岳公園の区域について変更したので都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条の 2 の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係図書は、公告と同時に那覇市都市みらい部公園管理課において一般の縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

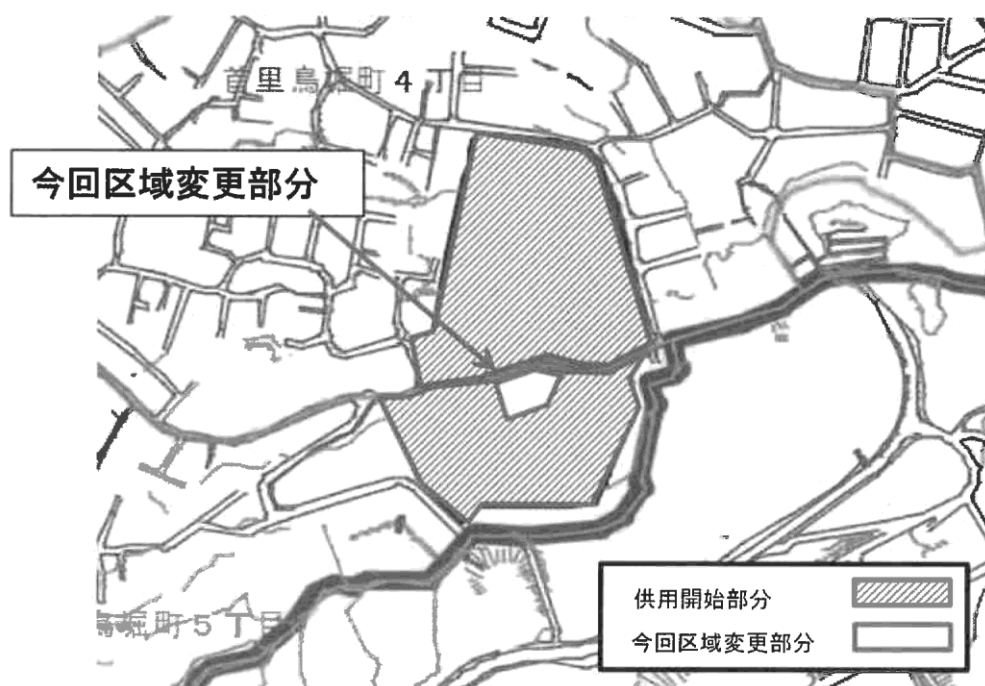
記

公園の名称	弁ヶ岳公園
公園の位置	那覇市首里鳥堀町 5 丁目 62 の一部、4 丁目 121
公園の区域	別紙参考図のとおり

位置図



詳細図



那覇市公告第 359 号
令和 2 年 10 月21日
掲 示 済

個人情報業務届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 7 条第 5 項及び同施行規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、個人情報業務届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

第2号様式(第22条関係)

個人情報業務(変更)届出書

令和2年10月8日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	経済観光部 観光課			電話 862-3276
届 出 の 区 分	☐ 廃 止 ☒ 変 更	業 務 の 廃 止 ・ 変 更 年 月 日	令和2年11月9日	
業務の名称及び 開 始 年 月 日	那覇市観光審議会に関すること 令和2年11月9日			
廃止又は変更の 理 由	那覇市観光審議会の書面開催にあたり、出席した審議会委員に対する報酬支払に銀行口座情報を取得するため。			
変 更 の 内 容	変 更 前		変 更 後	
			収集する個人情報の内容に「銀行口座情報」を追加する。	
備 考				

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

那覇市公告第 360 号
令和 2 年 10 月 21 日
掲 示 済

保有個人情報目的外利用・提供届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条第 4 項及び那覇市個人情報保護条例施行規則第 8 条の 2 第 2 項で準用する同規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、保有個人情報目的外利用・提供届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

第10号様式(第22条関係)

保有個人情報(目的外利用・提供)届出書

令和 2年 9月 30日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	企画財務部市民税課	目的外利用部課 又は提供先	内閣府沖縄総合事務局 財務部 管財総括課
業 務 の 名 称	物件証明の交付依頼について（回答）		
利 用 の 区 分	☐ 目的外利用 ☒ 提供		
目的外利用又は提供をする年月日	☒ 令和 2年 9月 29日 ☐ 随 時()		
目的外利用又は提供をする保有個人情報の内 容	・ 令和 2 年度 物件証明書		
目的外利用又は提供をする根拠条項	☒ 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第 5 号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 (平成18年3月29日 審議会承認事項 類型事項1) ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 ☐ 番号法第19条第 号に該当 (那覇市個人情報保護条例第9条の3第1項)		
目的外利用又は提供をする理由	・ 国有財産法第6条に基づく国有財産の管理処分上必要であり、対象の家屋は朽廃が進んでおり処分が遅れると、近隣住民等の安全及び健康に危害が及ぶ可能性があるため。		
届 出 担 当 部 課	企画財務部市民税 電話2157		

第10号様式(第22条関係)

保有個人情報(目的外利用・提供)届出書

令和2年9月30日

那覇市長 様

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	福祉部 福祉政策課 (特別定額給付金室)	目的外利用部課 又は提供先	三重県地方税管理回収機構
業 務 の 名 称	特別定額給付金の給付業務		
利 用 の 区 分	☐ 目的外利用 ☒ 提 供		
目的外利用又は 提 供 を す る 年 月 日	☒ 令和2年9月29日 ☐ 随 時		
目的外利用又は提供 をする保有個人情報の 内 容	特別定額給付金の申請状況（振込口座情報）		
目的外利用又は 提 供 を す る 根 拠 条 項	☒ 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 （保有個人情報の目的外利用又は外部提供を行うことができる 類型事項1 ※平成18年3月29日審議会承認） ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 ☐ 番号法第19条第 号に該当 （那覇市個人情報保護条例第9条の3第1項）		
目的外利用又は 提 供 を す る 理 由	地方税回収のため（差押え禁止財産特定のため）		
届 出 担 当 部 課	福祉部 福祉政策課 特別定額給付金室 電話 917-1682		

第10号様式(第22条関係)

保有個人情報(目的外利用・提供)届出書

令和2年10月2日

那覇市長 様

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	福祉部 福祉政策課	目的外利用部課 又は提供先	安生市
業 務 の 名 称	特別定額給付金の給付業務		
利 用 の 区 分	☐ 目的外利用 ☒ 提 供		
目的外利用又は 提 供 を す る 年 月 日	☒ 令和2年9月30日 ☐ 随 時		
目的外利用又は提供 をする保有個人情報の 内 容	特別定額給付金の申請状況（振込口座情報）		
目的外利用又は 提 供 を す る 根 拠 条 項	☒ 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 （保有個人情報の目的外利用又は外部提供を行うことができる 類型事項1 ※平成18年3月29日審議会承認） ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 ☐ 番号法第19条第 号に該当 （那覇市個人情報保護条例第9条の3第1項）		
目的外利用又は 提 供 を す る 理 由	地方税回収のため（差押え禁止財産特定のため）		
届 出 担 当 部 課	福祉部 福祉政策課 電話 862-9002		

第10号様式(第22条関係)

保有個人情報(目的外利用・提供)届出書

令和2年10月12日

那覇市長 様

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	福祉部福祉政策課	目的外利用部課 又は提供先	沖縄県那覇警察署
業 務 の 名 称	特別定額給付金の給付業務		
利 用 の 区 分	☐ 目的外利用 ☒ 提 供		
目的外利用又は 提 供 を す る 年 月 日	☒ 令和2年10月9日 ☐ 随 時		
目的外利用又は提供 をする保有個人情報の 内 容	特別定額給付金の申請状況（申請書の写し、給付日）		
目的外利用又は 提 供 を す る 根 拠 条 項	☒ 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 （保有個人情報の目的外利用又は外部提供を行うことができる 類型事項1 ※平成18年3月29日審議会承認） ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 ☐ 番号法第19条第 号に該当 （那覇市個人情報保護条例第9条の3第1項）		
目的外利用又は 提 供 を す る 理	犯罪捜査のため		
届 出 担 当 部 課	福祉部 福祉政策課 電話 862-9002		

那覇市公告第 379 号

令和 2 年 11 月 2 日

令和 3・4 年度那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託競争入札参加資格審査申請について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 及び第 167 条の 5 の 2 の規定により、令和 3・4 年度の那覇市庁舎等清掃業務委託及び警備業務委託制限付一般競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格の審査の申請の時期及び方法について次のように定めた。

那覇市長 城 間 幹 子

1 入札参加資格審査申請の要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の第 1 項各号のいずれかに定める者に該当しないこと。（ただし、被保佐人、被補助人又は未成年者にあつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は除く。）
- (2) 清掃業務にあつては、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）第 12 条の 2 に定める県知事の登録を受けていること。
- (3) 警備業務にあつては、警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）第 4 条に定める公安委員会の認定を受けていること。
- (4) 令和 2 年 11 月 1 日において、清掃業務又は警備業務の営業実績が 2 年以上あること。
- (5) 沖縄県内に本店があること。
- (6) 本市内に本店、支店及び営業所（以下これらを「営業所等」という。）のいずれかがあること。この場合において、営業所等の要件は、「那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札における営業所等認定基準」（平成 23 年 12 月 5 日総務部長決裁）に定めるところによる。
- (7) 従業員数（清掃業務にあつては清掃員数、警備業務にあつては警備員数）が 5 人以上であること。
- (8) 本市の市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に納税が困難となっている場合は、徴収の猶予をうけていること。
- (9) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度に加入していること。
- (10) 賃金不払等社会的不正行為がないこと。
- (11) 業務執行において不誠実な行為がないこと。
- (12) 経営及び信用の状況が良好であること。
- (13) 清掃員又は警備員の制服制度があること。
- (14) 那覇市暴力団排除条例（平成 24 年那覇市条例第 1 号）第 2 条第 1 号の暴

力団又は同条第 2 号の暴力団員に該当しておらず、又はこれらと関係していないこと。

(15) その他市長が必要と認める要件を満たしていること。

※「官公需適格組合(以下「組合」という。)」として証明を受けた者からの申請もできます。組合での申請については、(4) 及び (7) の要件に代えて、中小企業庁発行の官公需適格組合証明書を添付すること。

2 申請書類（本市様式）の配布

(1) 配布期間 令和 2 年 11 月 2 日（月）～令和 2 年 11 月 30 日（月）

(2) 配布方法 本市ホームページからダウンロード

3 申請方法

(1) 申請方法 「郵送」による

※郵送方法は、特に本市から指定はありません。（書留類・レターパック・宅配便など利用可）

(2) 受付期間 令和 2 年 11 月 16 日（月）～令和 2 年 11 月 30 日（月）
(11 月 30 日消印有効)

(3) 送付先・問い合わせ先

〒900－8585

沖縄県那覇市泉崎 1－1－1

那覇市役所総務部管財課 庁舎管理グループ

電話番号 098－862－9904（直通）

4 入札参加資格の有効期間

令和 3 年 3 月 1 日～令和 5 年 2 月末日まで（2 年間）

那覇市公告第 380 号

令和 2 年 11 月 2 日

令和 3 年度那覇市物品購入等入札参加資格審査申請（追加申請）について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 1 項（同施行令第 167 条の 11 第 2 項において準用する場合を含む）の規定により、令和 3 年度において、那覇市が発注する物品の購入、売り払い、製造等の競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請時期及び方法について次のように定めた。

那覇市長 城 間 幹 子

1 入札参加資格審査申請の要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに定める者に該当しないこと。（ただし、被保佐人、被補助人又は未成年者にあつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は除く。）
- (2) 営業に関し、法令上資格等を必要とする場合にあつては、それらの資格等を有していること。
- (3) 令和 2 年 11 月 1 日において引き続き 2 年以上同種の営業を営んでおり、かつ、入札時において引き続き営業していること。
- (4) 市町村税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

- (5) 代表者、役員、代理又は媒介をする者その他の関係者が次のアからウまでの全ての要件に該当すること。

ア 暴力団（那覇市暴力団排除条例（平成 24 年那覇市条例第 1 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 1 号の暴力団をいう。以下同じ。）の関係者又は暴力団員（暴排条例第 2 条第 2 号の暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。

イ 暴力団又は暴力団員の統制下でないこと。

ウ 暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

※「官公需適格組合」として、証明を受けた者からの申請もできます。

2 申請書類（本市様式）の配布

- (1) 配布期間 令和 2 年 11 月 2 日（月）～令和 2 年 11 月 30 日（月）

- (2) 配布方法 本市ホームページからダウンロード

3 申請方法

- (1) 申請方法 原則として「郵送」による

※郵送方法は、特に本市から指定はありません。（書留類・レターパック・宅配便など利用可）

- (2) 受付期間 令和 2 年 11 月 16 日（月）～令和 2 年 11 月 30 日（月）
(11 月 30 日消印有効)

- (3) 送付先・問い合わせ先

〒900-8585

沖縄県那覇市泉崎 1-1-1

那覇市役所総務部法制契約課 物品契約グループ

電話番号 098-951-3253（直通）

4 入札参加資格の有効期間

令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日（1 年間）

那覇市公告第 381 号
令和 2 年 11 月 2 日

市有地貸付に係る制限付一般競争入札について

地方自治法第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 4 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 入札に付する事項

- (1) 内 容：市有地の貸付
- (2) 貸付方法：借地借家法第 23 条第 2 項に基づく借地権設定契約
- (3) 所在地番：那覇市宇栄原四丁目 869 番 17
- (4) 地 目：宅地
- (5) 面 積：509.25 m²
- (6) 落札方式：制限付一般競争入札

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 応募書類の審査を行った後、入札参加資格を得たもの。
- (2) 以下のいずれかに該当する者又は団体は入札に参加できない。
 - ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者又は団体。
 - イ 会社更生法に基づく更正手続き開始の申し立て、若しくは民事再生法に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者。
 - ウ 市町村税、国保税等を滞納している者。
 - エ 貸付物件を反社会活動のために利用するなど公序良俗に反する用途に使用しようとする者。
 - オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第 77 号）第2条第6号の暴力団員又は同条第2号の暴力団若しくは同条第6号の暴力団員と密接な関係を有する者。（法人の場合は、その役員もしくは役員予定者も含む）

3 募集要項の配布、応募及び入札申込受付期間に関する事項

- (1) 入札の実施は、応募書類の審査を行った後、入札参加資格を得たものに対して行います。応募方法等については「宇栄原市営住宅用地貸付事業（事業用定期借地）募集要項」（以下、募集要項）を参照ください。募集要項、応募書類等は、市ホームページに掲載し、ダウンロード配布します。

(2) 応募書類受付期間

令和2年11月2日（月）～令和2年11月27日（金）

午前9時～正午、午後1時～午後5時

※コロナ感染症予防対策として、郵送（書留）での提出を推奨します。

※書留郵便による提出についても令和2年11月27日（金）必着とします。

(3) 入札参加申込書受付期間

令和3年1月8日（金）～令和3年1月19日（火）

午前9時～正午、午後1時～午後5時

※コロナ感染症予防対策として、郵送（書留）での提出を推奨します。

※書留郵便による提出についても令和3年1月19日（火）必着とします。

(4) 応募書類及び入札参加申込書の受付場所

那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所本庁舎8階

那覇市 まちなみ共創部 市営住宅課 企画G

4 入札の日時及び場所

(1) 日 時：令和3年1月22日（金）

午後2時 受付開始

午後2時15分 事前説明開始

午後2時30分 入札開始

(2) 場 所：那覇市役所本庁舎8階 801 会議室

※本庁舎駐車場は有料となっておりますので、なるべく公共交通機関をご利用ください。

5 入札保証金に関する事項

(1) 入札保証金は現金による納付とします。

(2) 入札保証金の額は、入札金額の100分の5以上に相当する額とします。

(3) 入札保証金納付期間

令和3年1月8日（金）～令和3年1月19日（火）

午前9時～正午、午後1時～午後3時

(4) 入札保証金納付書の申請・交付場所

那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所本庁舎8階

那覇市 まちなみ共創部 市営住宅課 企画G

6 入札の無効

(1) 入札参加資格のない者のした入札

(2) 同一事項について2通以上した入札

(3) 他人の代理を兼ね又は2人以上の代理をしてなした入札

(4) 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札

(5) 入札保証金を納付すべき場合において、入札保証金が納付されていない
入札又はその額が所定の額に達していない入札(6) 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印のない入札又はこれらが明か
でない入札

(7) その他入札に関する条件に違反した入札

7 予定価格（最低貸付料）

1,411,200 円／年

※落札価格は、最低貸付料以上の最高入札価格とします。

8 その他

その他詳細については、募集要項によります。

【お問い合わせ先】

那覇市 まちなみ共創部 市営住宅課 企画G

電話：（代表）098－862－0111（内 2292）

（直通）098－951－3262

消防局訓令

那覇市消防局訓令第 17 号

令和 2 年 10 月 8 日

公 表 済

那覇市消防警防規程の全部を改正する訓令を次のように定める。

那 覇 市 消 防 局
局長 島 袋 弘 樹

那覇市消防警防規程を次のとおり定める。

那覇市消防警防規程

那覇市消防局警防規程（平成20年那覇市消防本部訓令第1号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 消防活動組織（第3条—第6条）
- 第3章 本部長等の任務（第7条—第11条）
- 第4章 出動基準（第12条—第15条）
- 第5章 消防活動
 - 第1節 指揮体制（第16条—第24条）
 - 第2節 警戒区域（第25条・第26条）
 - 第3節 火災防御活動（第27条—第44条）
 - 第4節 救助活動（第45条）
 - 第5節 警戒警備活動（第46条—第53条）
- 第6章 警防計画（第54条・第55条）
- 第7章 非常招集（第56条—第60条）
- 第8章 訓練（第61条—第67条）
- 第9章 活動等報告（第68条—第73条）
- 第10章 安全管理（第74条）
- 第11章 雑則（第75条—第78条）

付則

第1章 総則

（目的）

第1条 この訓令は、消防組織法（昭和22年法律第226号）、消防法（昭和23年法律第186号）、その他の法令により消防が実施すべき災害の警戒及び防御その他の消防業務を円滑に遂行するため、その基本的な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この訓令における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- （1）消防業務とは、消防活動及び消防活動を円滑に実施するために行う調査、訓

練、消防活動に関する計画の策定その他これらに類する業務をいう。

- (2) 消防活動とは、人の生命若しくは身体又は財産を災害から保護することを目的として、発生した災害を防御し、若しくは被害の拡大を防止し、又は災害の発生を警戒し、若しくは防除するために実施する活動及びこれらに付随する情報の収集その他の活動をいう。
- (3) 救助活動とは、消防活動のうち災害その他の事故により生命又は身体に危険が及んでおり、かつ、自らその危険を排除することができない者(以下「要救助者」という。)について、その危険を排除し、又は安全な状態により救出することを目的として実施する活動及びこれらに付随する活動をいう。
- (4) 水防活動とは、水防法(昭和24年法律第193号)に定める洪水、高潮等に因る被害を最小限に防止するために行う活動及びこれらに付随する活動をいう。
- (5) その他の災害活動とは、消防業務と密接な関連性のある活動及び消防局長が必要と認めたときに行う活動をいう。
- (6) 警戒活動とは、災害発生が予測される場合に、災害の発生を未然に防止するために行う活動をいう。
- (7) 警備活動とは、不特定多数の者が集合して行われる行事等における事故発生に備え、適切な事前措置を行う活動をいう。
- (8) 気象警報等とは、気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づいて、重大な災害が発生するおそれがあるときに、気象庁が発表する気象情報をいう。
- (9) 消防隊とは、消防法第2条第8項に定める消防器具を装備した消防吏員若しくは消防団員の一隊又は消防組織法第30条第3項の規定による都道府県の航空消防隊をいう。
- (10) 最先着隊長とは、2隊以上出動した災害において、最も先に現場到着した隊長をいう。
- (11) 指揮隊とは、災害現場等において、消防部隊を統括指揮する小隊をいう。
- (12) 消防部隊とは、組織的に消防活動に従事する消防隊をいう。
- (13) 現場指揮とは、災害現場において個々の消防部隊を効率的に活動させることにより消防部隊全体の活動を一体的かつ円滑に実施するために、あらかじめ定められたところにより上位の消防吏員が下位の消防吏員に対して行う指示及び命令をいう。

- (14) 現場最高指揮者とは、災害現場等において各隊長等からの報告、その他各種情報等に基づき災害全般の状況を把握し、的確な判断をして消防部隊を指揮する最高指揮者をいう。
- (15) 現場指揮本部とは、災害現場等の消防活動全般を統括する指揮拠点をいう。
- (16) 現場指揮本部長とは、現場指揮本部においての現場最高指揮者をいう。
- (17) 前進指揮所とは 現場最高指揮者の命を受けて災害現場等で、局面の消防活動を統括指揮する活動拠点をいう。
- (18) 救急指揮所とは、多数傷病者が発生した集団災害時に現場最高指揮者の命を受けて救急活動を統括指揮する活動拠点をいう。

第2章 消防活動組織

(消防隊の編成及び名称)

第3条 消防隊の編成及び名称については、消防隊の編成を消防隊編成表(別表第1)によるものとし、名称を消防隊名及び運用消防自動車等(別表第2)によるもののほか、次の各号によるものとする。

- (1) 大隊は、2以上の中隊をもって編成し、大隊の長(以下「大隊長」という。)は消防司令長の階級にある者をもって充てる。
- (2) 中隊は、2以上の小隊をもって編成し、中隊の長(以下「中隊長」という。)は、消防司令補以上の階級にある者をもって充てる。なお、中隊の名称は、署所名の略称を冠して隊名を呼称する。
- (3) 小隊は、運用消防自動車1台を単位として、所要の人員及び装備をもって編成し、小隊の長(以下「小隊長」という。)は、消防士長以上の階級にある者をもって充てる。
- (4) 高度救助隊、特別救助隊及び水難救助隊の編成及び隊長等の任命は、那覇市消防救助隊訓令(平成30年3月26日消防局訓令第3号)(以下「救助隊訓令」という。)によるものとする。

(代行)

第4条 前条第1号に規定する隊長に事故があるときは、消防局長が別に定める指揮隊の設置及び運用に関する要綱(以下「指揮隊の要綱」という。)のとおりとする。

- 2 前項以外の隊長に事故があるときは、署長が指名する隊員がその任務を代行する。

（指揮隊）

第5条 中央消防署に指揮隊を配置する。

- 2 指揮隊は、指揮隊長、指揮隊長補佐及び指揮隊員をもって編成する。
- 3 指揮隊長は、中央消防署に勤務する消防司令長をもって充てる。
- 4 指揮隊長補佐は、中央消防署に勤務する指揮隊に配置された消防司令の階級にある者、また、指揮隊員は、中央消防署に勤務する指揮隊に配置された消防司令補をもって充てる。ただし、指揮隊長補佐及び指揮隊員に事故あるときは、指揮隊の要綱のとおりとする。
- 5 指揮隊が管轄する区域は、那覇市全域とする。
- 6 指揮隊の出動は、原則として3隊以上が出動する災害とし、2隊以下の場合は、最先着隊長の判断で必要と認めれば出動要請をするものとする。
- 7 前項の規定に関わらず、指揮隊長は災害の規模、形態に応じて自己の判断で災害現場へ出動することができるものとする。

（警戒本部及び警防本部）

第6条 消防局長は、各種災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、必要があると認めるときは、消防活動組織の総括として消防局に警戒本部又は警防本部を設置し、その必要がなくなったときは、これを解散する。

- 2 警戒本部及び警防本部の設置は、警戒本部・警防本部設置基準（別表第3）及び緊急連絡系統図（別表第4）に基づき設置する。
- 3 警戒本部及び警防本部は、各種災害等の名称を冠して呼称する。
- 4 警戒本部及び警防本部は、消防職員をもって編成し、本部長には消防局長を、副本部長には次長をもって充てる。
- 5 警防本部に統轄部署及び作戦部署を設置し、統括部署は総務班及び予防班、作戦部署は警防班、救急班及び指令情報班で構成する。
- 6 災害の規模により警防本部長が必要と認めるときにあつては、警防本部直轄の指揮隊を置くことができる。
- 7 警防本部指揮隊は、警防班で編成し、警防課職員をもって充てる。ただし、警防本部長が必要と認めるときはその他の消防吏員をもって充てることができる。
- 8 警防本部指揮隊に指揮隊長を置き、警防課に勤務する消防司令以上の階級にある者をもって充てる。

- 9 警防本部長は、必要に応じて消防吏員をもって臨時に消防隊を編成することができる。

第3章 本部長等の任務

（本部長）

第7条 本部長は、警戒及び災害活動の全般についての方針を決定し、消防部隊を統括指揮する。

- 2 本部長に事故があるときは、副本部長がその任務を代行する。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、消防部隊の運用、指揮統制及び情報連絡等の警戒活動を統括する。
- 4 副本部長に事故があるときは、基本的に災害警戒地の管轄区域外の署長がその任務を代行する。
- 5 本部付けの各班長は、本部長の行う警戒対策に参画するとともに所属職員を統括指揮する。

（大隊長）

第8条 大隊長は、災害活動に対し指揮宣言を行い、消防部隊を統括指揮するものとする。

（中隊長）

第9条 中隊長は、各出動小隊を指揮して、災害の状況に応じた活動を行うものとする。

（小隊長）

第10条 小隊長は、小隊の隊員を指揮して、災害の状況に応じた活動を行うものとする。

（隊員）

第11条 隊員は、隊長の指揮を受け、資機材等を活用して災害活動に従事するものとする。

第4章 出動基準

（出動の原則）

第12条 出動は、那覇情報指令センター（以下「指令センター」という。）の出動指令に基づき出動するものとする。

- 2 前項の規定に関わらず、署所において災害発生を覚知し緊急に出動の必要がある

場合は、その旨を直ちに指令センターへ通報しなければならない。

（出動の基準）

第13条 災害の出動は、災害出動の種別（別表第5）及び災害出動の区分（別表第6）に応じて、必要かつ適切な部隊に出動を指令する。ただし、消防局長は必要に応じて出動隊を増減することができる。

2 特命出動は、災害出動の区分（別表第6）によるものとする。

（応援協定等に基づく出動）

第14条 応援出動については、次の各号に定めるところによる。

- （1） 沖縄県消防相互応援協定（昭和63年4月1日施行）
- （2） 沖縄自動車道における消防相互応援協定（平成30年8月31日施行）
- （3） 那覇市と他市町村（県外を含む）との間で締結した応援協定等
- （4） 緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成27年3月31日消防広第74号）（以下「緊援隊応援要綱」という。）

（業務協定に基づく出動）

第15条 業務協定に基づく出動については、次の各号に定めるところによる。

- （1） 第十一管区海上保安本部と那覇市との業務協定（昭和47年9月20日施行）
- （2） 那覇空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定（昭和50年10月13日施行）

第5章 消防活動

第1節 指揮体制

（指揮命令の原則）

第16条 災害活動は、原則として現場最高指揮者の指揮命令のもとに行うものとする。

（指揮組織）

第17条 災害活動の指揮体制は、第1指揮体制、第2指揮体制及び第3指揮体制とし、各指揮体制における組織図（別表第7）のとおりとする。

（指揮本部等の構成）

第18条 前条の各指揮組織における指揮本部の構成は、次によるものとする。

指揮体制 構成	指揮体制		
	第1指揮体制	第2指揮体制	第3指揮体制

現場指揮本部長	大隊長	管轄署長	消防局長
指揮隊	指揮隊	署隊指揮隊	警防本部指揮隊

（現場最高指揮者）

第19条 現場最高指揮者は、災害現場に到着している小隊等の上級者（同階級の者が2名以上あるときは、先任者をいう。）とする。ただし、次の各号に定める指揮者が、指揮宣言をした場合は、当該指揮者を現場最高指揮者とする。

（1） 第1出動及び第2出動の災害出動にあつては、大隊長

（2） 第3出動の災害にあつては、管轄署長

2 現場最高指揮者の基準（別表第8）に規定する各指揮者の指揮を執るべき者に事故があり、指揮を執ることができない場合は、代行者が指揮を執るものとする。

（現場指揮本部の設置）

第20条 災害現場に出動した大隊長等は、災害の状況により現場指揮本部を設置し消防部隊を統括指揮して消防活動に当たるものとする。

2 災害現場における現場指揮本部の設置は、災害の態様、規模から消防隊の活動が3隊以上となる場合を基本とし、そのほか警戒区域を設定した場合や災害規模が大きくなることが予想される場合には、現場最高指揮者が現場指揮本部の設置を判断するものとする。

3 防災センターを有する防火対象物では、現場指揮本部を防災センター内に設置することを原則とするが、高層ビル等で無線障害がある場合は屋外に現場指揮本部を設置できるものとし、連絡員等を防災センターへ配置して連絡体制を確保するものとする。

（前進指揮所及び救急指揮所の設置）

第21条 現場最高指揮者は、災害等の状況により効果的な消防活動を実施するため、必要と認める場合は、前進指揮所及び救急指揮所を設置するものとする。

2 前進指揮所担当隊長は、現場最高指揮者の命を受け、担当局面の活動方針を決定し、各隊長を指揮して消防活動を効果的に実施するものとする。

3 救急指揮所担当隊長は、現場最高指揮者の命を受け、救急活動方針を決定し、各救急隊長を指揮して、災害現場に出動した医療関係者等との連携を図り、救急活動を効果的に実施するものとする。

- 4 現場最高指揮者は、現場指揮本部並びに前進指揮所及び救急指揮所を設置した場合は、位置等を含めて指令センターに報告するとともに出動した消防部隊に周知するものとする。

（最先着隊長等の責務）

第22条 災害現場に最先着した隊長は、指揮隊が到着するまでは隊員を指揮し消防活動に当たるとともに、指揮隊長が災害現場に到着したときは、災害の状況及び活動の概要を速やかに報告し指揮を受けるものとする。

- 2 出動各消防隊の隊長は、災害現場に到着したときは、次の各号の全部又は一部について指令センター又は指揮隊に即報しなければならない。

- (1) 災害発生地及び目標物
- (2) 災害の状況及び周囲の状況
- (3) 要救助者の有無
- (4) 部署位置及び水利の有無
- (5) 増援隊の要否
- (6) その他必要事項

- 3 現場最高指揮者又は最先着の隊長は、大量の危険物、高圧ガス、毒劇物、放射性物質等消防活動に障害となる情報等を収集したときは、消防警戒区域を設定するとともに直ちに指令センターに報告し、後続隊の消防活動が円滑に行われるよう努めなければならない。

（特命出動の要請）

第23条 現場最高指揮者は、災害の状況等により必要があるときは、特命出動の要請を行い、消防活動の効率化を図るものとする。

（消防活動の妨害排除）

第24条 災害現場の消防隊員は、消防活動の妨害となるおそれのある一般市民等に対し、消防活動を円滑に行うための措置をとるものとする。

第2節 警戒区域

（警戒区域の設定）

第25条 消防法第23条の2及び第28条並びに災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第63条の定めるところにより、警戒区域を設定するに当たっては、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 警戒区域の範囲は、災害の規模及び拡大危険に対応するものであること。
- (2) 警戒区域は、災害現場に到着後速やかに設定すること。
- (3) 警戒区域の設定に従事する隊員は、消防法に規定する職務を行うほか、警戒区域内の雑踏の整理、消防活動上支障となるものの排除、避難誘導等必要と認められる職務を行うこと。

2 消防局長又は署長は、消防法第23条の2の規定によるガス、火薬、又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故に伴い火災警戒区域を設定したときは、住民に対する火気使用の禁止等に関する広報その他必要な措置を講ずるものとする。

（警戒区域の解除）

第26条 前条第1項に規定する警戒区域は、災害のおそれなくなったときに解除する。

第3節 火災防御活動

（火災防御活動の基本）

第27条 火災防御活動は、効率的な部隊運用により行わなければならない。

- 2 火災防御活動は、消防対象物の火災の早期鎮圧とともにその近隣への延焼防止を主眼とする。
- 3 火災防御活動は、消防対象物及び近隣への水損防止に配慮しなければならない。
- 4 火災が鎮圧状態となった場合は、残火処理等により、再燃防止策を講じなければならない。

（消防隊配置の原則）

第28条 消防隊の部署位置等は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 地理地形及び気象条件を考慮した火点の包囲隊形をとるものとする。
- (2) 筒先の配置は、延焼危険に応じて適切に行い、特に重要な延焼方面への配置を強化するものとする。
- (3) 第2出動及び第3出動の消防隊は、現場最高指揮者の指示又は情報に基づく延焼拡大方面、重要方面及び消防隊が手薄な方面に配置する。
- (4) 密集地域等については、消防活動困難地域警防計画に基づく配置を原則とする。

（最先着消防隊）

第29条 最先着消防隊は、指揮隊及び指令センターに火災現場の状況を報告すると

ともに、関係者等に対し建物構造及び人命救助の必要の有無を確認し、人命救助等適切な措置をとり、火災の鎮圧等に当たるものとする。

（後続消防隊）

第30条 後続消防隊は、現場最高指揮者の命を受けて火災防御活動等に当たるものとする。ただし、現場の状況により命令を受ける暇がないときはこの限りでない。

（水利選定と部署）

第31条 火災現場における消防隊の水利の選定及び水利統制については、次の各号に定めるところによる。

- （1） 第1出動の消防隊は、先着隊から順次火点直近で有効放水のできる水利に部署するものとし、水利部署位置について、指揮隊長及び指令センターに即報すること。
- （2） 第2出動以降の消防隊は、第1出動の消防隊の防御に影響のない有効な水利を選定すること。
- （3） 現場最高指揮者は、火災の推移に対応できるよう、水利統制及び増水手配等を行うこと。

（状況判断）

第32条 現場最高指揮者は、消防部隊の各隊長からの報告その他各種情報等に基づき火災全般の状況を把握し、的確な判断をして消防隊を運用しなければならない。

（注水部署及び注水要領）

第33条 注水部署は、安全かつ火勢鎮圧又は延焼防止に効果的な場所を選定して部署し、注水要領は、次の各号に定めるところによる。

- （1） 消防力が火勢より優勢な場合は、延焼火勢に近接した注水を行い、火勢を鎮圧すること。
- （2） 延焼が拡大し、消防力が火勢より劣勢と判断される場合は、延焼防止を重点とした注水を行うこと。
- （3） 輻射熱等のため、隣接建築物等に延焼のおそれがあると判断される場合は、当該未燃焼建築物等への防御注水を行うこと。
- （4） 注水は、燃焼実態を確認し、包囲注水の形成、ホース及び放水圧力の増減、注水種別及び部署の移動等によって有効に行うこと。
- （5） 消防部隊の各隊長は、火勢鎮圧の推移に伴い、放水圧力の減少、注水の中断、

中止等によって不必要な注水を避け、水損防止に努めること。

（部署移動）

第34条 火勢の推移に伴い、車両部署位置が効果的でなくなった場合は、小隊長以上
の下令により転戦するものとする。

2 火勢の推移に伴い、車両部署位置が危険となった場合は、速やかに転戦するもの
とする。

（防御線の設定）

第35条 現場最高指揮者は、火災の延焼が拡大し、防御線の必要を認めたときは、
道路、公園、空地、その他の地形及び耐火建築物等を利用して、防御線を設定し、
延焼防止に努めるものとする。

（火災防御の心得）

第36条 隊員は、火災防御に当たっては、人命救助を最優先し、次の各号に定める
事項に留意しなければならない。

- （1） 火災防御は、延焼防止を原則とすること。
- （2） 隣接して建築物がある場合は、消防活動上重要な建築物のある方面を重点に
防御部署すること。
- （3） 排煙上有効な窓を開放すること。
- （4） 注水に当たっては、水損防止に努め、有効注水により防御効果をあげること。
- （5） 特に水損によって著しい被害が生ずる施設又は室があるときは、防水シート
等を使用して事前に水損防止措置を行うとともに、CAFS（圧縮空気泡消火シス
テム）及び粉末消火器等の使用も考慮して消火に当たること。
- （6） 屋内進入に当たっては、ドア等の熱気を十分確認し、現場最高指揮者の了承
を得た後に進入し、フラッシュオーバー及びバックドラフト等に留意するこ
と。
- （7） 身体に危険を伴うような防御を担当する隊員には、援護注水を考慮するこ
と。
- （8） 狭撃注水の場合は、対面隊員の危険防止に留意すること。

（安全管理隊の配置）

第37条 現場最高指揮者は、消防活動中の隊の中から二次災害防止のため必要に応
じて安全管理隊として配置することができる。

（消防車の臨時配置）

第38条 署長は、所属の配置出動車両に故障等が発生したときは、消防局総務課長等にその旨報告するとともに代替車両を要請し、消防活動に支障の無いよう万全を期するものとする。

（資機材等の調達）

第39条 消防部隊の各隊長は、消防活動上必要な資機材等の不足により、消防活動に支障を来たすときは、調達のための必要な措置をとらなければならない。

（危険防止）

第40条 消防部隊の各隊長は、隊員を危険な作業に従事させるときは、十分な危険防止措置と援護の態勢をとること。

2 隊員は、安全を確認し危険防止に細心の注意を払うこと。

（飛火警戒）

第41条 現場最高指揮者は、出火建築物の規模、構造、風向、風速等により飛火のおそれがあるときは、必要に応じて消防隊を飛火警戒隊として配置することができる。

2 飛火警戒隊は、警戒範囲内の住民に対し飛火警戒の広報を行い、緊急の必要があるときは、消防法第29条第5項に規定する措置をとる等飛火による二次火災の発生を防止するものとする。

（鎮圧等）

第42条 火災の鎮圧及び鎮火は、現場最高指揮者が判断し、速やかに指令センターへ報告をしなければならない。

（残火処理及び再燃防止）

第43条 現場最高指揮者は、現場引揚げに際して残火処理に関する担当区域及び各担当区域の部隊を指定し、現場の状況により残り火が生じやすい場所等については、自ら確認するとともに、残火処理基準（別表第9）に基づき残火処理を徹底的に実施させるものとする。

2 各担当区域の部隊の小隊長又は中隊長は、潜伏火源を目視や素手で確認するとともに、高所等については、見落としの無いようにはしご等の資器材を積極的及び有効的に活用し、安全性を確保した上で行うものとする。

3 建物火災等の残火処理は、火災の原因調査等を考慮し、むやみな破壊活動を行っ

てはならない。

- 4 現場最高指揮者は、火災鎮火後において、その現場を引き続き警戒する必要があると認めた場合には、担当部隊を指定して火災現場の警戒活動基準(別表第10)に基づき、火災現場の警戒を行うものとする。
- 5 現場最高指揮者は、当該対象物の関係者等に対し、消防警戒区域を解除するとき及び火災鎮火後に関し、又は警戒の協力を求める場合には、火災現場の警戒活動基準(別表第10)の説示要領に基づき協力依頼するものとする。

(現場引揚)

第44条 消防隊の現場引揚げは、現場最高指揮者の指示によるものとする。

- 2 消防部隊の各隊長は、現場引揚げの際、消防訓練札式の基準に基づき現場点検を実施しなければならない。

第4節 救助活動

(救助活動の基本)

第45条 救助活動に従事する消防隊員は習得した技能及び知識並びに機械器具を最大限に活用して要救助者の救助に当たらなければならない。

- 2 救助活動にかかわる消防部隊の各隊長は、救助活動に従事する消防隊員ごとに、その任務の範囲を判断して指揮を執るとともに、危険が予測される場合は、それらの消防隊員の安全を図るために必要な措置を講じなければならない。

第5節 警戒警備活動

(警戒活動の基本)

第46条 署長は、気象その他の状況により災害発生のおそれが大であるときは、警戒活動を実施し、災害の未然防止に努めなければならない。

(警戒活動の種別)

第47条 警戒活動は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 火災警報発令時
 - (2) 水防活動及びその他気象警報等発令時
 - (3) 給水制限時
 - (4) 年末年始及び旧盆時
 - (5) その他必要がある時
- (火災警報発令時の警戒活動)

第48条 署長は、火災警報が発令されたときは、関係機関への通報、掲示板の掲出及び吹流しの掲揚等による市民への広報を行うほか、警防体制の強化を図るものとする。

2 署長は、火災警報が発令されたときは、那覇市火災予防条例(1972年那覇市条例第18号)第29条に規定する事項の徹底を図るものとする。

（気象警報等による警戒活動）

第49条 署長は、気象警報等が発表されたときは、管轄内における災害発生のおそれがある場所に対し、広報及び警戒活動を実施するものとする。ただし、津波については、注意報が発表された時点で広報及び警戒活動を実施するものとする。

2 署長は、管轄内において災害が発生し又は災害発生のおそれが大である場合は、災害危険地域に対し、消防警戒区域の設定等を行うとともに、速やかに住民を安全な場所への避難誘導を実施するものとする。

（給水制限時の警戒活動）

第50条 署長は、給水制限が実施されたときは、警防体制を強化するとともに、給水地域及び制限地域の区別を掌握し、消防水利の確保に万全を期さなければならない。

（その他必要に応じた警戒活動）

第51条 署長は、年末年始、旧盆等特に警戒が必要であると認める場合には、各署所管内における火の取扱い等について、広報及び警らを実施する他、必要に応じた警戒活動を実施するものとする。

（警戒時の警防体制強化）

第52条 警戒時の警防体制の強化については、火災警報発令時の警防体制強化の基準(別表第11)及び気象警報等発表時の警防体制強化の基準(別表第12)に基づくものとする。

（消防警備）

第53条 消防局長は、社会的に重要な公的行事、会議、催物等の事象に際して必要と認める場合は、消防警備を実施するものとする。

2 消防警備を実施する場合は、必要に応じ警備本部及び現地警備本部を設置するものとする。

第6章 警防計画

（警防計画）

第54条 警防計画は、局警防計画及び署警防計画に区分する。

- 2 警防課長は、特殊な災害時の消防力を効率的かつ効果的に発揮するため、消防部隊の消防活動上必要な事項について、局警防計画を策定するものとする。
- 3 署長は、管轄区域内の消防対象物において、消防活動上特に必要と認める消防対象物については、署警防計画を策定するものとする。
- 4 署長は、署警防計画を定期的に検証するとともに、実情に合致しないと認めるときは、速やかに修正を行わなければならない。
- 5 局警防計画と署警防計画については、警防計画の区分表（別表第13）に定めるとおりとする。

（警防計画の運用）

第55条 署長又は警防課長は、警防計画を作成し又は変更したときは、消防局長に報告するとともに全職員へ周知するものとする。

- 2 警防計画の運用について、適正を期さなければならない。

第7章 非常招集

（大規模災害等の非常招集）

第56条 消防局長は、大規模な災害が発生し、又は発生が予測され緊急に消防力を増強する必要がある場合は、所属長（消防局にあっては課長、署にあっては署長をいう。以下同じ。）に対し職員の招集を指示し、その必要がなくなった場合は、その全部又は一部を解除することができる。

- 2 消防団長は、消防局長又は管轄署長から要請があるときは、那覇市消防団活動規程（平成28年消防局訓令第7号）に基づき団員を招集する。

（通常災害等の非常招集）

第57条 所属長は、大規模災害等以外の場合において、消防活動の遂行に必要な職員を確保することができないと認めるときは、消防局長の承認を得て職員を参集する。

（職員の参集）

第58条 非常招集を受けた職員は、あらゆる参集手段をもって速やかに指定された場所へ参集しなければならない。

- 2 非常招集により指定された場所へ参集した職員は、直ちに上司へその旨を報告し

なければならない。

- 3 所属長及び消防団長は、第56条及び前条の規定により非常招集を行ったときは、所属の職員又は消防団員の招集の状況及びその他必要があると認める事項を消防局長に報告しなければならない。

（非常招集を要しない職員）

第59条 次の各号のいずれかに該当する職員は、非常招集を要しない者とする。

- (1) 休職中又は停職中の職員
- (2) 傷病により、休暇又は療養中の職員
- (3) 出張又は旅行中の職員。ただし、非常招集が可能な者を除く。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、消防局長又は所属長が特にやむを得ない事情があると認める職員

（非常招集の基準）

第60条 第56条に規定する非常招集は、災害種別及び発生予想規模に応じて、非常招集の基準(別表第14)に定めるところによる。ただし、招集人員については特命で招集することができるものとする。

第8章 訓練

（訓練指針）

第61条 消防局長は、訓練を効果的に実施するための指針を定めるものとする。

（訓練計画の策定）

第62条 署長は前条の規定により消防局長が定める指針を踏まえ、管轄区域内の特性その他の事情を考慮して、訓練の計画を策定しなければならない。

（訓練の実施）

第63条 署長は、前条の規定により策定した計画に従い訓練を実施しなければならない。

（基本訓練）

第64条 基本訓練は、おおむね次の各号に掲げる事項について実施するものとする。

- (1) 隊員の基本動作訓練
- (2) 消防活動訓練
- (3) 各種車両の操作訓練
- (4) 各種機器の操作及び運用訓練

(5) 隊員の体力錬成

(図上訓練)

第65条 図上訓練は、災害活動を図上で実施するものをいう。

(特別訓練)

第66条 特別訓練は、次の各号に掲げる場合に実施するものをいう。

- (1) 当務中以外の非番及び週休日に実施する各種訓練
- (2) 特殊災害及び多数傷病者発生に対して警防対策上必要な訓練
- (3) 消防活動困難地域等又は特殊消防対象物を対象とする警防対策上必要な訓練
- (4) 総合的な各種実験及び研究を必要とする訓練
- (5) 他の機関と合同して訓練を実施する場合又は住民の要望により実施する訓練
- (6) その他、消防局長が必要と認める訓練

(訓練の報告)

第67条 署長は、訓練を実施した場合には、次に定めるとおり消防局長に報告するものとする。

- (1) 基本訓練及び図上訓練は、訓練報告書(第2号様式)
- (2) 特別訓練は、災害対応訓練報告書(第3号様式)

第9章 活動等報告

(消防活動報告)

第68条 署長は、災害等に出動した消防隊の活動状況を消防活動報告書(第4号様式)に記載し、災害発生の日から7日以内に消防局長に報告するものとする。

(その他出動報告)

第69条 署長は、前条に該当しない調査等に出動したときは、その他出動報告書(第5号様式)に記載し、出動の日から7日以内に消防局長に報告するものとする。

(救助活動報告)

第70条 署長は、救助活動に従事したときは、活動状況を救助活動報告書(第6号様式)に記載し、災害発生の日から7日以内に消防局長に報告するものとする。

(応援出動報告)

第71条 所属長は、消防相互応援協定等に基づき応援出動したときは、消火活動状

況を消防活動報告書、PA連携等救急応援活動状況をその他出動報告書、救助活動報告書に記載して、災害発生の日から7日以内に消防局長に報告するものとする。

- 2 市町村境界が不明の災害に出動し、他市町村管内と判明したものについては、前項の規定を準用する。
- 3 緊援隊応援要綱に基づく応援出動で災害活動を行ったときは、同要綱に基づき報告するものとする。

（非常招集実績報告書）

第72条 所属長は、第60条の規定に基づいて非常招集の命を受け、災害活動に従事した者又は非常待機した者については、非常招集実績報告書（第7号様式）に必要事項を記載し、災害発生の日から7日以内に消防局長に報告するものとする。

（即報事項）

第73条 消防局長は、総務省消防庁の火災、災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）（以下「即報要領」という。）に基づく災害が発生した場合には、即報要領に定められた方法及び様式に従い、県及び国に即報を報告しなければならない。

- 2 署長又は指令情報課長は、災害活動等において災害速即報の報告基準（別表第15）に掲げる災害が発生した場合には、即報を消防局長へ報告するものとする。

第10章 安全管理

（安全管理）

第74条 消防局長又は署長は、災害現場における安全管理及び訓練の特性に応じた安全管理体制を確立するために、訓練施設及び資機材の整備を行い、安全に関する教育を実施し、安全保持に努めるものとする。

- 2 現場最高指揮者は、災害現場の状況を把握し、活動環境の安全確保を主眼とした統括指揮に努めるものとする。
- 3 消防部隊の各隊長は、平素から隊員に対し、資機材及び装備の管理及び適切な運用について教育するとともに、災害現場及び訓練に当たっては、活動環境、資機材の活用及び隊員の行動と状況を的確に把握し、危険が予測されたときは、必要な措置を講ずる等安全確保に努めるものとする。
- 4 隊員は、安全確保の基本が自己にあることを認識し、体力、気力及び技術の練成に努め、いかなる事象に直面しても適切に対応できる臨機の判断力を養うとともに

に、災害活動時には隊員相互が安全に配慮し合い、危険防止に努めるものとする。

第11章 雑則

（通行障害等）

第75条 消防局長又は署長は、通行障害、断減水、火災と紛らわしい火煙等、特に災害活動に支障がある事象について届出を受けたとき又は発見したときは、必要な措置を講ずるものとする。

（火災防御等検討会）

第76条 消防局長又は署長は、消防活動のうち事後の活動に資するため、必要があると認めるものについて、当該活動を行った者その他関係者の出席を求めて次の各号に掲げる検討会を開くものとする。

- （1） 火災防御活動
- （2） 救急救助活動
- （3） 水防活動
- （4） その他必要と認める事項

（図式記号、用語、略号）

第77条 この訓令に用いる図式記号、用語及び略号は、消防用図式記号(昭和31年国消発第622号)及び指揮運用要領(平成25年3月13日)によるものとする。

（補則）

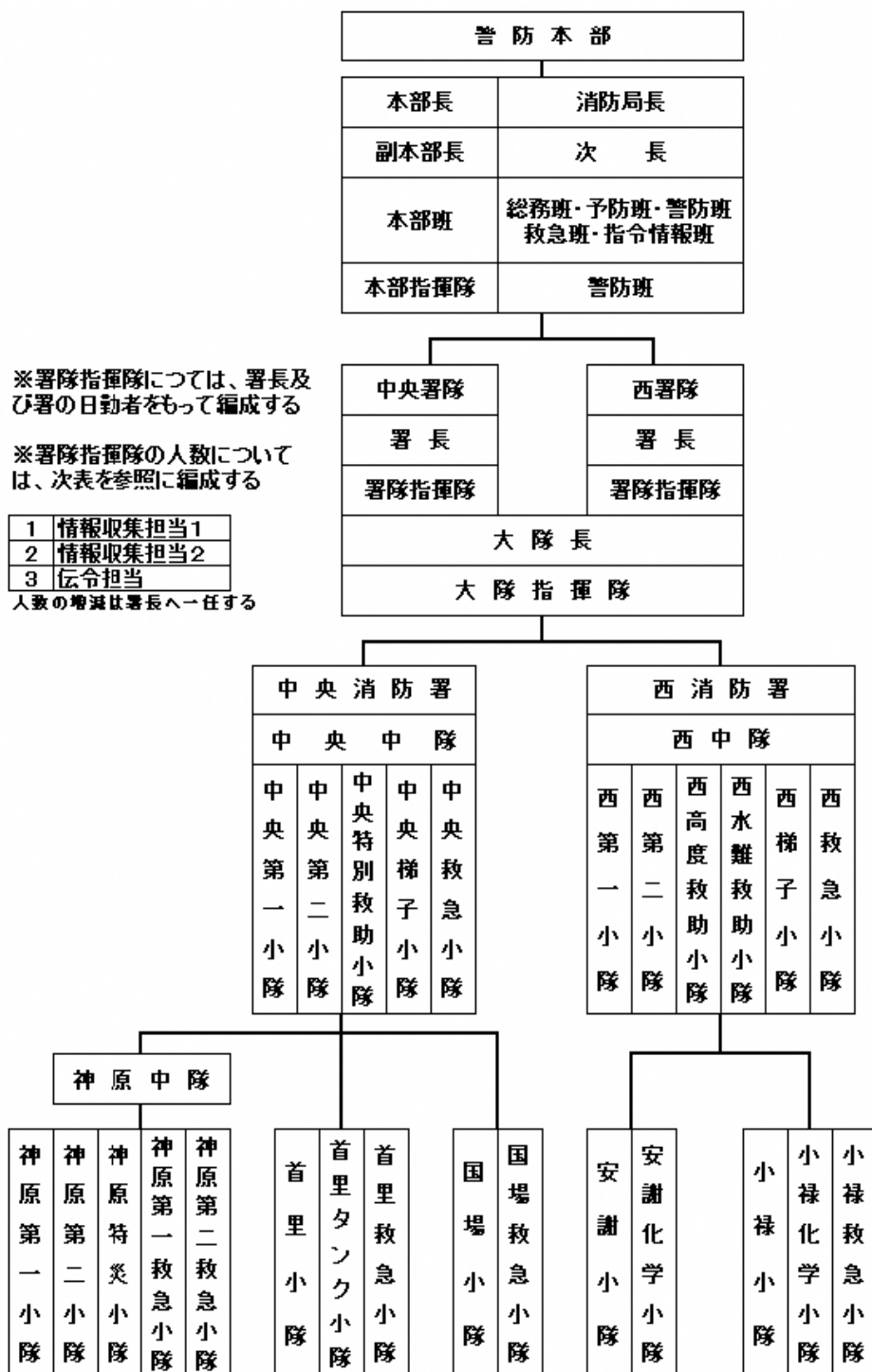
第78条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、消防局長が定める。

付 則

この訓令は、令和2年11月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

消防隊編成表



別表第2(第3条関係)

消防隊名及び運用消防自動車等

消防局・署所	課・署所	消防隊名	運用消防自動車等
消防局	総務課	人員輸送小隊	災害対応多目的車
		救急指揮支援小隊	救急指揮支援車
	警防課	警防指揮小隊	沖縄県指揮車
		バイク第一小隊	消防活動二輪車1号
		バイク第二小隊	消防活動二輪車2号
中央消防署	本署	指揮隊	那覇指揮車
		中央第一小隊	ポンプ18号車
		中央第二小隊	ポンプ8号車
		中央救急小隊	救急2号車
		中央特別救助小隊	工作1号車
		中央梯子小隊	梯子1号車
		中央特災小隊	特殊災害対応支援車
		中央後方支援小隊	後方支援車
		中央重機小隊	消防小型重機
			重機搬送車
		中央風水害対応小隊	津波風水害対策車
			水陸両用車
		中央燃料補給小隊	燃料補給車
	神原	神原第一小隊	ポンプ6号車
		神原第二小隊	ポンプ12号車
		神原特災小隊	特災1号車

		神原第一救急小隊	救急 11 号車
		神原第二救急小隊	救急 5 号車
	国場	国場第一小隊	ポンプ 19 号車
		国場救急小隊	救急 6 号車
	首里	首里小隊	ポンプ 5 号車
		首里タンク小隊	大型水槽 1 号車
		首里救急小隊	救急 8 号車
西消防署	本署	西第一小隊	ポンプ 16 号車
		西第二小隊	ポンプ 1 号車
		西高度救助小隊	工作 2 号車
		西梯子小隊	梯子 2 号車
		西水難救助小隊	水難救助車
		西水難艇小隊	水難救助艇 1
			牽引 3 号車
		西救急小隊	救急 13 号車
	安謝	安謝小隊	ポンプ 2 号車
		安謝化学小隊	化学 2 号車
	小禄	小禄小隊	ポンプ 3 号車
		小禄化学小隊	化学 1 号車
		HMB小隊	ハイパーミストブローカー車
			重機搬送 2 号車
		小禄救急小隊	救急 1 号車

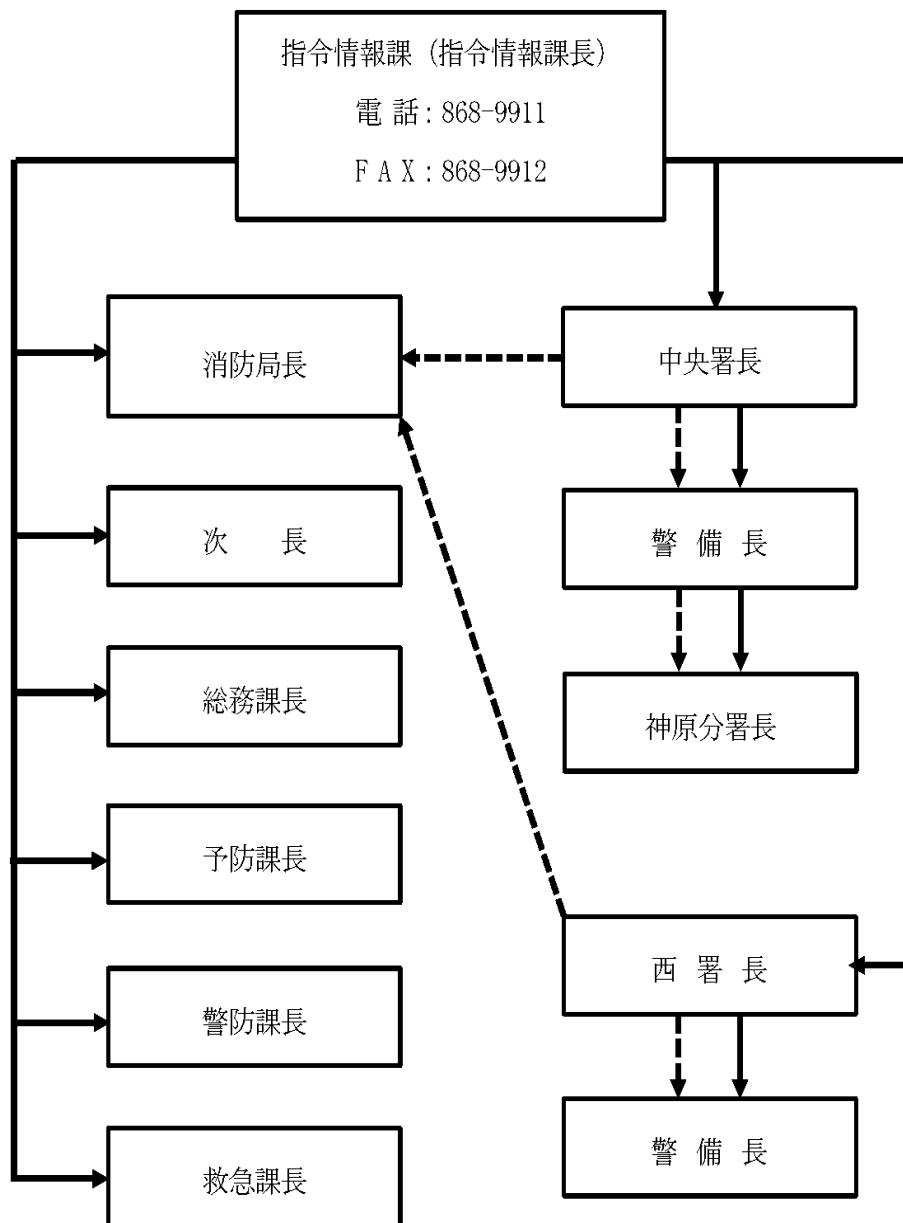
別表第3(第6条関係)

警戒本部・警防本部設置基準

本部名	設置基準
警戒本部	警戒本部を設置する場合は、次に掲げる場合に設置する。 1 市役所本庁舎において、警戒本部が設置された場合 2 警防規程第48条の災害が大になると予測した場合 3 災害が「出動の基準」第3出動体制以上に推移すると予測された場合及び「特命出動」に基づく災害が、大規模又は広範囲な場合 4 その他消防局長が必要と認めたもの。
警防本部	警防本部を設置する場合は、次に掲げる場合に設置する。 1 市役所本庁舎等において、災害対策本部が設置された場合 2 市長又は関係機関が、各種警報に係る発令又は発表を行い、重大な災害の起こるおそれがあると予想される場合 3 突発的災害等により被害が拡大するおそれのある場合 4 救急、救助事故等により、多数の死傷者が発生した場合 5 「出動の基準」第3出動体制以上の場合 6 「非常招集の基準」第2配備体制以上の場合 7 その他消防局長が必要と認めた場合
参集要領	参集要領については、那覇市地域防災計画第3編地震・津波応急対策計画第1章応急活動体制に基づき実施するほか、次の各号のとおりとする。 1 指令情報課から、消防局長、次長、各署長等及び各課長に緊急連絡するものとする。 2 各課長は、直ちに消防本部作戦室に参集するものとする。なお、災害現場に直接参集する場合は、指令情報課が消防局長の承認を得て指示するものとする。
活動内容	那覇市地域防災計画第2章災害応急計画及び警防規程に基づくものとする。

別表第4(第6条関係)

緊急連絡系統図



← 実線は、非常招集計画による緊急連絡系統

← 点線は、同警防規程第58条及び別表第3の緊急連絡系統

別表第5(第13条関係)

災害出動の種別

出動種別	内容
火災出動	火災防御活動を実施するための出動
救助出動	救助活動を実施するための出動
救急出動	救急活動を実施するための出動
特殊災害出動	有害な化学物質等に係る災害防御活動を実施するための出動
大規模災害出動	局地的かつ短時間に多数の傷病者（救急業務計画の内容に基づく）の発生により、通常の出動では対応できない災害に対して防御活動を実施するための出動
水防出動	水防活動を実施するための出動
警戒出動	上記に掲げる出動以外の災害防御活動を行うための出動
応援出動	他の市町村へ災害活動を実施するための派遣出動

別表第6(第13条関係)

災害出動の区分

出動区分	内 容
第1次出動	災害等の発生を覚知した場合に即時に行う出動
第2次出動	1 通報内容から第1出動では対応困難と判断された場合 2 出動途上において火煙を認めた場合 3 1、2以外に部隊増強を必要とする場合の出動
第3次出動	1 第2出動以降において、現場最高指揮者が部隊増強の要請をする場合の出動 2 指令情報課で必要と認めて指示する場合の出動 3 警防本部が必要と認めて指示する場合の出動

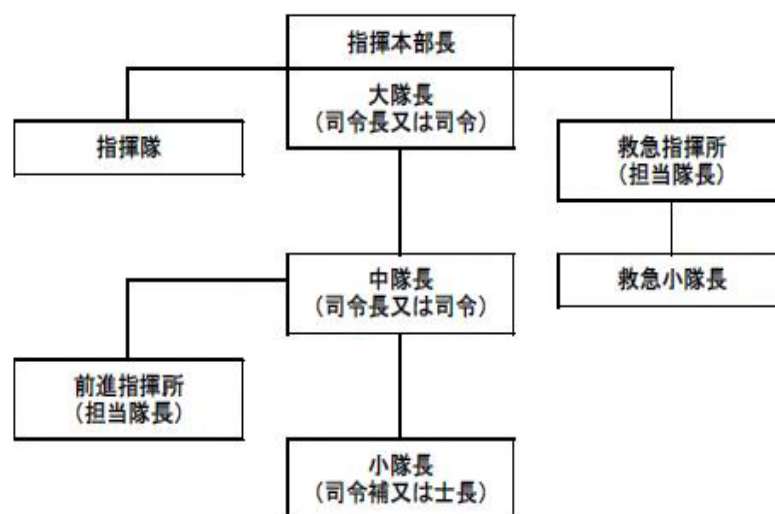
特命出動	(1) 日勤者の災害出動 平日に災害が発生した場合、災害の状況等によっては日勤者をもって消防隊を編成し出動させる (2) 調査出動 ア 火災と紛らわしい火煙の通報があったとき又はこれを発見したとき イ 事後聞知火災の調査 (3) 警戒出動 気象警報等が発表され、又はガス漏れ事故若しくは漏油事故が発生し、若しくは航空機若しくは船舶等の機器故障等により警戒の必要があると認めるとき (4) その他 ア 災害の状況により、特に指定する車両を出動させるとき イ 出動途上、現場直近に対応可能な他の部隊があった場合に切替て出動させる
------	--

別表第7(第17条関係)

指揮組織図

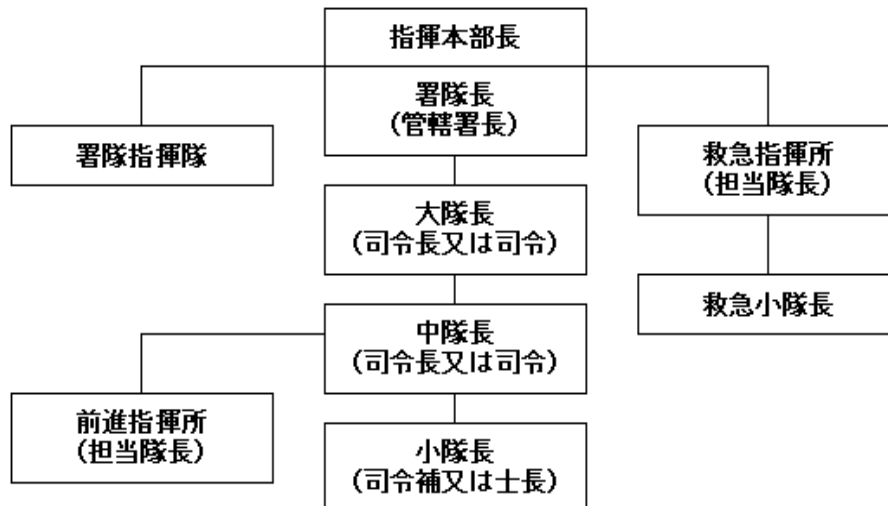
第1指揮体制(指揮本部)

大隊長が指揮宣言をして指揮本部長となる場合



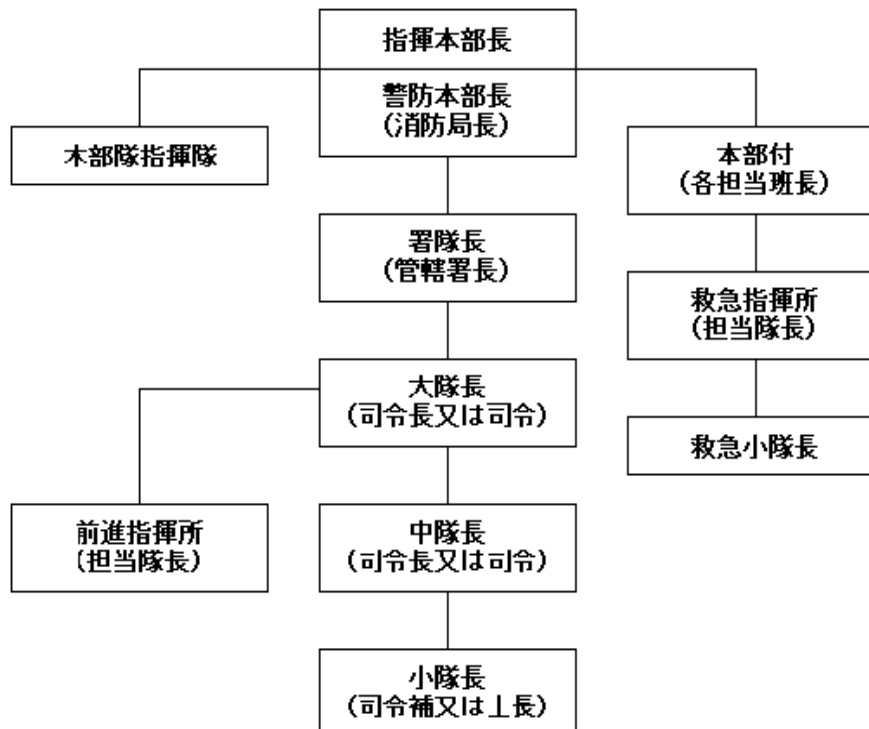
第2指揮体制(署隊指揮本部)

署長が指揮宣言をして指揮本部長となる場合



第3指揮体制(警防本部)

消防局長が指揮本部長となる場合



別表第8(第19条関係)

現場最高指揮者の基準

指揮者 (級)	指揮を執るべき者	代行者	
		第1順位	第2順位
消防 局長	—	次長	管轄署長
署長	—	警備長(大隊長)	警備長
大隊長	指揮隊長(警備長)	西署の警備長	指揮隊の消防司令
中隊長	警備長若しくは 消防司令	消防司令	消防司令補
小隊長	消防司令補	消防士長	—

備考 上表に示す他、「指揮隊の設置及び運用に関する要綱」のとおりとする。

別表第9(第43条関係)

残火処理基準

構造 別	残り火が生じやすい場所等	点検要領
木 造	屋根、小屋裏、天井裏、床下等	1 点検口(押入れの天井部分)等から内部を視認する 2 小屋裏、天井裏及び床下の点検には、天井、床を必要に応じて一部破壊して確認する
	家具類(タンス)又は戸棚の裏側等	1 移動させて火気及び煙の有無を確かめ、内部の収容物を視認する 2 必要に応じ破壊器具等により局部破壊する
	押入れ、戸袋等	1 収容物を引き出し、内部を視認して、火気及び煙の有無を確かめる 2 小屋裏への燃え抜け状況を確認する。

	3 小屋裏の点検は、天井、壁を必要に応じて一部破壊する
厨房等の火気使用施設周囲の鉄板張り内装裏面及び煙突の貫通部分等	1 変色部分等の表面を素手で触れて温度を確認める 2 変色部分等の表面温度の高い部分及びその最上部又は貫通部分を破壊器具等により必要に応じて局部破壊する
瓦下地、畳の合わせ目等	1 焼け止まり箇所等を視認する 2 畳で焼きの深いものは、床板まで燃え抜けているか確認する 3 屋根の点検は、瓦及びその下地を必要に応じて一部破壊する
柱、梁、合掌等のほぞ部分等	1 視認及び表面を素手で触れて温度を確認する 2 通し柱等に焼きがある場合には、小屋裏、天井裏まで確認する 3 必要に応じ、けん引ロープ等により柱、梁等を転倒又は落下させる
焼き堆積物等	1 堆積物内部の火気を確認する 2 可能な限り鳶口等で掘り起こし、又は掘り崩しを行う 3 農薬、肥料、その他化学製品等で、注水、加熱等により発熱の危険性あるものは、できる限り屋外の安全な場所に搬出する
布団、マット、繊維類、紙、木材、木くず類、わら類等	1 深部に残った火気を素手で触れるなどして確認する 2 消火器で消火したもの又は変色したものなど、できる限り屋外の安全な場所に搬出する

	強い放射熱を受けた部分、風下 消防対象物の飛火危険箇所等	1 変色又は強い放射熱を受けたと予想される部分を素手で触れて温度を確かめる 2 変色又は受熱温度等から必要に応じ、破壊器具等で一部破壊する 3 布団、繊維類等深部に火種が残りやすいものについては、できる限り屋外の安全な場所に搬出する
耐火造	モルタル壁等の二重壁内等	1 変色又は強い放射熱を受けたと予想される部分を素手で触れて温度を確かめる 2 必要に応じ、破壊器具等により二重壁の一部を破壊する
	その他木造及び耐火造に準ずる	
耐火造・簡易耐火造	ダクト、パイプスペース等の縦穴部分等	1 点検口等から内部を視認する 2 直上階等への縦穴部分等で埋め戻しの有無を点検する 3 可燃物と接している部分を点検する 4 押入れ等の収容物を引き出し、縦穴等の有無を確認する 5 ダクト等の一部を必要に応じて破壊する
	ダクト、パイプ等の壁体並びに床貫通部分の仕舞材及び埋め戻し箇所等	1 点検口等から視認する 2 変色部分等の表面を素手で触れて温度を確かめる 3 ダクト及び天井、側壁等の一部を必要に応じて破壊器具等により破壊する

別表第10(第43条関係)

火災現場の警戒活動基準

火災現場の警戒要領	1 別表第9の残火処理基準に準じ、破壊器具、照明器具、とび口、熱画像直視装置等の資器材を活用して警戒するほか、必要により注水を行う 2 2階又は3階部分が焼損している現場では、必要により三連はしごを架ていし、焼損した屋内にホースを延長しておくなど、即応態勢の確保に努める 3 現場最高指揮者は、再燃防止のため必要があると認めたときは、部隊を現場警戒又は定期的な出向により警戒を実施する 4 警戒に当たっては、必要により消防団を警戒させ、連携を密に実施する				
監視警戒隊等の指定	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td data-bbox="365 893 421 1234" style="width: 30px; text-align: center;">監視警戒隊</td><td data-bbox="421 893 1272 1234"> 火災現場においては、努めてポンプ隊等による監視警戒隊を指定するものとし、複数の部隊を指定する場合は、必要により統括する指揮者を指定する </td></tr> <tr> <td data-bbox="365 1234 421 1740"></td><td data-bbox="421 1234 1272 1740"> ア リ災状況により建物関係者がそのまま居住を継続することが困難であり、関係者による警戒機能を果たすことができない火災 イ 大規模な倉庫、作業所の火災 ウ 大量の可燃物が焼損した火災 エ 危険物に起因する火災 オ 焼損物件の移動が困難な火災 カ 焼損物件が大量に堆積した火災 キ アからカ以外で現場最高指揮者が必要と認めた火災 </td></tr> </table>	監視警戒隊	火災現場においては、努めてポンプ隊等による監視警戒隊を指定するものとし、複数の部隊を指定する場合は、必要により統括する指揮者を指定する		ア リ災状況により建物関係者がそのまま居住を継続することが困難であり、関係者による警戒機能を果たすことができない火災 イ 大規模な倉庫、作業所の火災 ウ 大量の可燃物が焼損した火災 エ 危険物に起因する火災 オ 焼損物件の移動が困難な火災 カ 焼損物件が大量に堆積した火災 キ アからカ以外で現場最高指揮者が必要と認めた火災
監視警戒隊	火災現場においては、努めてポンプ隊等による監視警戒隊を指定するものとし、複数の部隊を指定する場合は、必要により統括する指揮者を指定する				
	ア リ災状況により建物関係者がそのまま居住を継続することが困難であり、関係者による警戒機能を果たすことができない火災 イ 大規模な倉庫、作業所の火災 ウ 大量の可燃物が焼損した火災 エ 危険物に起因する火災 オ 焼損物件の移動が困難な火災 カ 焼損物件が大量に堆積した火災 キ アからカ以外で現場最高指揮者が必要と認めた火災				

	巡視警戒	現場最高指揮者は、引き続き巡視警戒を行う必要があると認めた場合には、車両出向により定期的な巡視警戒を1～2時間間隔で実施すること なお、夜間の巡視警戒は翌日の火災原因調査前まで行い、日中の場合は火災原因調査が開始されるまでとする
	留意事項	1 監視警戒中に、火災事案等が発生した場合は原則として出場するものとする 2 現場最高指揮者は、監視警戒の必要がないと認めた場合は、その旨を本部に報告した後に引揚げるものとする
関係者等への協力要請	関係者等の範囲	1 火元対象物の関係者 2 類焼した対象物の関係者 3 強い放射熱を受けたと予想される対象物の関係者 4 1から3の関係者にかかわる従業員、親せき及び知人等
	説示要領	1 相手方に危険箇所を具体的に説明し、再燃危険のあることを認識させ、関係者自身による監視警戒の必要性について理解を求めること。また、必要に応じて説示書(第1号様式)を交付すること 2 説示は、現場最高指揮者の指定する者が関係者等に対し行うこと。 3 交付する説示書は、管轄署長名のものとする。 4 説示した相手側の管理区分及び氏名は可能な範囲で聴取しておくこと。 5 説示書の控え欄に交付した日時、場所及び関係者の管理区分、受領者の氏名並びに交付者名を記録して保存すること。

別表第11(第52条関係)

火災警報発令時の警防体制強化の基準

火災警報時の基準	警防態勢の強化の概要
・実効湿度が60パーセント以下で、最小湿度が40パーセント以下となり、かつ、平均風速10メートル以上吹いているとき ・平均風速20メートル以上の風が吹いているとき。ただし、降雨中、又は台風接近時等においてはこの限りでない	・西消防署及び神原分署に、各1人増員する なお、状況等によっては、各署所の増員及び増隊を行うものとする ・断水時の場合は、首里タンク車隊1隊(2人)を増隊するとともに、必要に応じて署所の増隊及び増員を行うものとする

別表第12(第52条関係)

気象警報等発表の警防体制強化の基準

警報等の基準	警防態勢の強化の概要
強風注意報(平均風速) 15m/s以上	・警戒本部の設置 ・状況により、必要数の増員、増隊をする
高潮注意報(潮位：標高) 1.3m以上	・通常の警戒態勢 ・状況により、警戒本部を設置するとともに、必要数の増員、増隊を行うものとする
大雨注意報(雨量) 1時間 40mm以上 3時間 60mm以上 24時間 110mm以上	・通常の警戒態勢
洪水注意報(雨量) 1時間 40mm以上 3時間 60mm以上 24時間 110mm以上	・通常の警戒態勢

津波注意報 0.5m以上	・警戒本部を設置するとともに、状況により、必要数の増員、増隊を行うものとする
暴風警報(平均風速) 25m/s以上	・警防本部の設置 ・必要数の増員、増隊を行うものとする増隊の参集時間については最接近の3時間前を基本とする
高潮警報(潮位：標高) 2.0m以上	・状況により、警戒本部又は警防本部を設置 ・必要数の増員、増隊を行うものとする
大雨警報(雨量) 1時間 60mm以上 3時間 90mm以上 24時間 200mm以上	・状況により、警戒本部又は警防本部を設置 ・必要数の増員、増隊を行うものとする
洪水警報(雨量) 1時間 60mm以上 3時間 90mm以上 24時間 200mm以上	・状況により、警戒本部又は警防本部を設置 ・必要数の増員、増隊を行うものとする
津波警報 ・大津波(10m以上、8m、6m、4m、3m) ・高い所で、3m程度の津波が予想される場合 ・津波(2m、1m) ・高い所で2m程度の津波が予想される場合	・警防本部の設置 ・状況により、必要数の増員、増隊を行うものとする

別表第13(第54条関係)

警防計画の区分表

区分	計画名称	備 考
局 警 防 計 画	大規模災害等警防計画	航空機火災等（ERT含む）
		鉄軌道関連
		危険物施設等
		大型旅客船
	トンネル火災警防計画	各トンネル
	消防活動困難地域警防計画	密集地域・消防活動困難地域等
	NBC災害活動計画	特殊災害等
	その他必要と認められるもの	
署 警 防 計 画	特定防火対象物警防計画	中高層建築物・大規模建築物等
	その他必要と認められるもの	

別表第14(第60条関係)

非常招集の基準

区分	項目	災害規模		招集人員	
		火災等の場合	気象災害等の場合	課の職員	署の職員
第1配備	第1、第2出動	気象警報等が発令され災害が発生し又は発生するおそれがある場合		必要最低限の人員	当務員
第2配備	第3出動	局地的に災害が発生し、又は発生のおそれがあり、当務員で対応が困難であると判断される場合		課員の 一部	非番員の 一部

	応援協定市町村 消防隊の応援を 必要とする場合	局地的に災害が発生し、又は発生のおそれがあり、当務員で対応が困難であると判断される場合	課員の50%	非番員の 50%
第3配備	第2配備要員に よっても鎮圧防 御ができない場 合	市内全域に災害が発生又は発生のおそれがあり、第2配備要員によっても対応が困難であると判断される場合	課の全員 関係職員	署所の 全員 関係職員

別表第15(第73条関係)

災害即報の報告基準

	災害事象の内容
消防局長に 即報を報告	1 2棟以上が延焼した火災 2 死傷者が発生した火災、災害 3 公共の建物・国、県、那覇市、指定の重要文化財の火災 4 5階以上及び地下階で発生した延焼火災 5 負傷者を伴う車両4台以上の交通事故 6 要救助者の生じた水難事故 7 行方不明者発生 of 事故等 8 報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる救急事案、火災及び災害等

第1号様式(第43条関係)

説 示 書

交 付 日 時	年 月 日 時 分頃	No.
対 象 物	住所： 丁目 番 号	
	名称： 占有者等氏名	
受 領 者		交 付 者

----- キリトリ線 -----

No.
年 月 日
説 示 書
様
消 防 署 長
消防隊の現場引き上げ後は、次のことについて、特に配慮していただきますようご協力願います。
1 消防隊は、可能な限り詳細に火災現場を点検し鎮火と決定しました。 しかし、焼け跡及びその周辺は、通常の場合と異なり予見できない事由により、再出火等の発生危険がありますので、引き続き警戒を行ってください。
2 現場保存のため指定された区域内には、立ち入らないでください。 ただし、緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、区域内に立ち入って必要な措置を講じてください。
3 異常と思われる事象に気付かれたときは、すみやかに次の連絡先へ通報してください。
連 絡 先
那覇市消防局・指令情報課
電話：119 番又は 868-9911

[illegible]

第3号様式（第67条関係）

災害対応訓練報告書

署長	課長等	主幹	主査	作 成 者
				階 級
				氏 名

住所（施設名）			訓練管轄署所	
訓練日時		訓練種別		
訓練時間	から	出動隊名		
出動指令		車 両 名		
出 動		隊長		
現 着		隊員		
活動開始		機関員		
放水（活動）開始		隊員		
放水（活動）停止				
活動終了				
車両統制		放水口数		口
鎮 圧		ホース使用本数		本
鎮 火		放 水 量		m ³
引 揚		使用水利		
帰署（所）		現場までの距離	km	
訓練想定				
活動概要				
使用資機材				

特記事項	
------	--

登録番号

- -

第4号様式(第68条関係)

消防活動報告書

署長	課長等	主幹	主査	作 成 者
				階 級
				氏 名

発生場所			管轄署所	
火災種別		指令種別		
覚知日時		出動隊名		
出動指令		車 両 名		
出 動		隊長		
現 着		隊員		
活動開始		機関員		
放水(活動)開始		隊員		
放水(活動)停止				
活動終了				
車両統制		放水口数		口
鎮 圧		ホース使用本数		本
鎮 火		放 水 量		m ³
引 揚		使用水利		
帰署(所)		現場までの距離	km	
現着時の状況				
活動概要				
使用資機材				

特記事項	
------	--

登録番号

- -

第5号様式(第69条関係)

その他出動報告書

署長	課長等	主幹	主査	作 成 者
				階 級
				氏 名

発生場所住所			管轄署所	
災害種別			出動区分	
車両名称		活動隊名		
覚知日時		隊長		
指令時刻		隊員		
出動時刻		機関員		
現着時刻		隊員		
活動開始				
活動終了				
現場引揚		出動人員	人	
帰 署		現場までの距離	km	
警報等				
現場状況				
活動状況				
使用資機材				

特記事項	
------	--

登録番号	- -
------	-----

第6号様式(第70条関係)

救助活動報告書

署長	課長等	主幹	主査	作 成 者
				階 級
				氏 名

事故種別			署 所 名	
発生場所			活動区分	
車両種別		活動隊名		
覚知日時		隊長		
出動指令		隊員		
出 動		機関員		
現 着		隊員		
救出開始				
救出完了				
現場引揚		活動人員	人	
帰 署		現場までの距離	km	
現着時の状況				
活動状況				
使用資機材				

特記事項	
------	--

第 7 号様式（第 72 条関係）

非常招集実績報告書

消防署 分署・出張所				署 長	課長等	主幹	主査	作 成 者	
								階 級	
								氏 名	
招 集 日 時		年 月 日 () 時 分				災 害 種 別			
人 員	氏 名	招 集 覚知時刻	覚知 方法	署所・課 到着時刻	現場 到着時刻	解除時刻	交 通 手段	備 考	
1		:		:	:	:			
2		:		:	:	:			
3		:		:	:	:			
4		:		:	:	:			
5		:		:	:	:			
6		:		:	:	:			
7		:		:	:	:			
8		:		:	:	:			
9		:		:	:	:			
10		:		:	:	:			
11		:		:	:	:			
12		:		:	:	:			
13		:		:	:	:			
14		:		:	:	:			
15		:		:	:	:			
16		:		:	:	:			
17		:		:	:	:			
18		:		:	:	:			
19		:		:	:	:			
20		:		:	:	:			
21		:		:	:	:			
22		:		:	:	:			
23		:		:	:	:			
24		:		:	:	:			
25		:		:	:	:			
番号で記入する		<u>覚知方法</u> 1 本部からの連絡 2 独自で電話確認 3 テレビ・ラジオ等 <u>交通手段</u> 1 バス 2 タクシー 3 自家用車 4 オートバイ 5 自転車 6 徒歩 7 その他							

消防局告示

那覇市消防局告示第4号
令和2年10月9日
掲 示 済

消防法第17条第4項の規定に基づき、次のように公示する。

那覇市西消防署長

公 示 書

防火対象物の所在地 那覇市鏡原町26番23号
防火対象物の名称 上原アパートA・B
命令を受けた者の氏名 上原 幸雄

上記防火対象物は、消防法第17条第1項違反と認めるので、消防法第17条の4第1項の規定に基づき、下記のとおり命令した。

記

1 命令事項

（1）令和3年1月31日までに、防火対象物全体に自動火災報知設備を設置すること。（消防法第17条第1項、消防法施行令第21条第1項第3号イ）

（2）令和3年1月31日までに、1階飲食店部分に誘導灯を基準法令に適合するように設置すること。（消防法第17条第1項、消防法施行令第26条、消防法施行規則第28条の3）

2 命令年月日

令和2年10月8日

上下水道局規程

那覇市上下水道局規程第 15 号

令 和 年 1 0 月 2 0 日

公 布 済

那覇市上下水道局契約事務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 上地 英之

那覇市上下水道局契約事務規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局契約事務規程（平成17年那覇市水道局規程第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次 第1章～第6章 〔略〕 第7章 〔略〕(第43条～第51条) 第8章 〔略〕(第52条～第60条) 第9章 〔略〕(第61条) 第10章 〔略〕(第62条) 付則 (契約書の作成) 第28条 管理者は、契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。 (1)～(6) 〔略〕 (7) <u>履行遅滞</u>その他債務不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金 (8)～(9) 〔略〕 (10) ^{かし}<u>瑕疵担保責任</u> (11)～(12) 〔略〕 (<u>物件の瑕疵</u>) 第34条 契約者は、引渡しを行った目的物に隠れた瑕疵があるときは、当該目的物の引渡し後1年間担保の責めを負わなければならない。ただし、契約で特別の定めをしたときは、当該契約によるものとする。 2 管理者は、物件を売り払う契約において、目的物の引渡し後は、その瑕疵については、担保の責めは負わないものとする。	目次 第1章～第6章 〔略〕 第7章 〔略〕(第43条～<u>第50条</u>) 第8章 〔略〕(<u>第51条～第59条</u>) 第9章 〔略〕(<u>第60条</u>) 第10章 〔略〕(<u>第61条</u>) 付則 (契約書の作成) 第28条 〔略〕 (1)～(6) 〔略〕 (7) <u>履行の遅滞</u>その他債務不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金<u>並びに履行の追完、代金の減額及び契約の解除</u> (8)～(9) 〔略〕 (10)～(11) 〔略〕

第35条～第38条の2 〔略〕

(契約解除の通知)

第40条の2 管理者は、第37条第1項又は第40条第1項の規定により契約を解除するときは、その旨を書面により契約者に通知するものとする。

2 〔略〕

(契約者の解除権)

第41条 契約者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約を解除することができる。

(1) 〔略〕

(2) 第37条第1項の規定により契約の履行を中止した場合において、その中止期間が契約期間の3分の1を超えるとき。

(3)～(4) 〔略〕

2 〔略〕

(減価採用)

第48条 管理者は、契約者が提供した履行の目的物に僅少の不備の点があっても、使用上支障がないと認めるときは、相当額を減価して採用することができる。

第49条～第50条 〔略〕

(目的物の引渡し)

第51条 〔略〕

2 〔略〕

3 前2項の規定にかかわらず、第57条の規定により部分払をした場合は、その履行高部分は前項の引渡前であっても、直ちに本局に移転するものとする。第60条の規定による持込材料に対する代価の支払をした場合にその相当部分についても、また同様とする。

4 〔略〕

第52条～第62条 〔略〕第34条～第38条 〔略〕

(契約解除の通知)

第40条の2 管理者は、第36条第1項又は第40条第1項の規定により契約を解除するときは、その旨を書面により契約者に通知するものとする。

2 〔略〕

(契約者の解除権)

第41条 〔略〕

(1) 〔略〕

(2) 第36条第1項の規定により契約の履行を中止した場合において、その中止期間が契約期間の3分の1を超えるとき。

(3)～(4) 〔略〕

2 〔略〕

第48条～第49条 〔略〕

(目的物の引渡し)

第50条 〔略〕

2 〔略〕

3 前2項の規定にかかわらず、第56条の規定により部分払をした場合は、その履行高部分は前項の引渡前であっても、直ちに本局に移転するものとする。第59条の規定による持込材料に対する代価の支払をした場合にその相当部分についても、また同様とする。

4 〔略〕

第51条～第61条 〔略〕

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等を順次示したものとする。
- 4 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。

付 則

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の那覇市上下水道局契約事務規程の規定は、この規程の施行の日以後に締結する契約から適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 25 号

令和 2 年 10 月 12 日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の取消しについて

那覇市下水道条例第16条第3項の届け出により、次のとおり指定工事店の指定を取り消したので、那覇市排水設備指定工事店規程第10条に基づき告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 上地 英之

指定（登録）番号	第 488 号
指定工事店名	株式会社あおぞら産業
営業所所在地	沖縄県那覇市松島1丁目23番11号
代表者氏名	比嘉 弘典
取消日	令和2年10月5日
取消理由	下水道排水設備部門の廃止

那覇市上下水道局告示第26号
令和2年10月12日
掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の取消しについて

那覇市下水道条例第16条第3項の届け出により、次のとおり指定工事店の指定を取り消したので、那覇市排水設備指定工事店規程第10条に基づき告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 上地 英之

指定（登録）番号	第 478 号
指定工事店名	有限会社本田装建
営業所所在地	沖縄県那覇市山下町1番11号
代表者氏名	與那覇 寛榮
取消日	令和2年10月5日
取消理由	責任技術者証の有効期限が切れ、 代わりの技術者がいないため。
指定（登録）番号	第 495 号
指定工事店名	株式会社KOCHIDEN
営業所所在地	沖縄県那覇市辻二丁目6番8号6F
代表者氏名	知念 孝路
取消日	令和2年10月5日
取消理由	専属責任技術者退社の為

那覇市上下水道局告示第 27 号
令 和 2 年 10 月 12 日
掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の新規指定について

那覇市下水道条例第11条に基づき、次のとおり新規に指定したので、那覇市排水設備指定工事店規程第10条により告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 上地 英之

指定（登録）番号	第 528 号
指定工事店名	志設備
営業所所在地	沖縄県糸満市字潮平 711－41
代表者氏名	金城 清志
有効期間	自 令和2年9月28日
	至 令和7年3月31日

那覇市上下水道局告示第28号

令和2年10月19日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の新規指定について

那覇市下水道条例第11条に基づき、次のとおり新規に指定したので、那覇市排水設備指定工事店規程第10条により告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 上地 英之

指定（登録）番号	第 529 号
指定工事店名	株式会社東都企画
営業所所在地	沖縄県那覇市安謝一丁目18番5号
代表者氏名	安里 豊
有効期間	自 令和2年10月6日
	至 令和7年3月31日

那覇市上下水道局告示第29号

令和2年10月19日

掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の事業の休止について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第10条第1項第3号の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 上地 英之

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者（事業の休止）

指定 番号	事 業 者	所 在 地	代 表 者
450	株式会社 KOCHIDEN	那覇市辻二丁目6番8号6F	知念 孝路

那覇市上下水道局告示第30号
令和2年10月19日
掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定の更新について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第10条第1項第2号の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 上地 英之

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者（指定の更新）

指定 番号	事 業 者	所 在 地	代 表 者	更新日
36	沖縄パナソニック特機株式会社	那覇市西二丁目15番1号	木村 隆夫	令和2年 9月29日
83	マルキ産業株式会社	那覇市曙二丁目25番24号	根本 有二郎	令和2年 8月21日
107	三幸開発	糸満市西崎町3丁目431番地	照屋 幸英	令和2年 9月25日
141	有限会社森川設備工業	宜野湾市真志喜一丁目13番1号	宮城 順光	令和2年 9月14日
148	有限会社伊敷興業	糸満市字小波蔵114番地の1	伊敷 美智代	令和2年 8月31日
150	有限会社中島工業	宜野湾市伊佐三丁目4番5号	藤澤 一馬	令和2年 8月31日
152	株式会社大設	宜野湾市伊佐三丁目18番3号	大兼久 健	令和2年 8月21日
153	有限会社三共設備工業	南城市佐敷字手登根66番地	宮城 正範	令和2年 9月14日
154	有限会社真栄工業	中頭郡北谷町字吉原271番地1	真栄城 兼宜	令和2年 8月31日
155	那覇衛生設備	島尻郡南風原町字兼城491番地6 1階	仲里 和晃	令和2年 9月14日

157	金田設備	那覇市小禄5丁目4番地 35	金田 宗樹	令和2年 9月3日
160	株式会社丸産業	浦添市前田一丁目54番1 号	石川 丈正	令和2年 8月31日
161	金仲設備	島尻郡南風原町字宮城 419番地1	仲里 文栄	令和2年 8月31日
163	新栄設備工業	那覇市字上間566番地1	栗山 勝好	令和2年 8月21日
164	株式会社秀建工業	島尻郡南風原町宮平 342 番地の4	崎濱 秀昭	令和2年 8月21日
165	有限会社仲吉電設	糸満市西崎町五丁目5番 の13号	仲吉 進	令和2年 9月3日

那覇市上下水道局告示第31号
令和2年10月20日
掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市下水道条例第16条に基づき次のとおり異動があるので、那覇市排水設備指定工事店規程第10条により告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 上地 英之

指定（登録）番号	第 12 号
指定工事店名	桐和空調設備株式会社
営業所所在地	沖縄県那覇市曙一丁目8番1号
代表者氏名	新垣 光博
有効期間	自 平成28年4月1日 至 令和3年3月31日
異動年月日	令和2年10月13日
異動事由	代表者の変更